

宋代茶法の一考察

梅原郁

【要約】唐中期にはじまり、宋初に確立した塩・茶を中心とした専売法による貨幣収入は、新しく成立した君主独裁体制を支える重要な財政的基盤となった。本稿はこのうち、茶法を対象に選び、四川を除いた中国本土に於いて、北宋から南宋に亘り、従来あまり深くは追求されておらぬ幾つかの問題を論証してみた。即ち、第一章では、国初から北宋中期に至るまでの茶法の根幹となった淮南の山場と沿江権務体制について、その背景とともに論述し、第二章では、商人集団の動きを考慮しつつ、權茶法から通商法への流れを取扱い、第三章では、北宋末蔡京の時代に確立し、後世にも影響を与えた通商法（取引法）をやや詳しく説明し、併せて若干の問題にもふれている。宋代の茶法は、直接的な貨幣収入の面からは、塩のように重要ではなかったが、新しい時代の動きに即応して、政策的にそれがいろいろに利用された点は、後世と異った特色を持つと考えられる。

史林 五五卷一号 一九七二年一月

はじめに

唐代中期に始まる塩と茶の専売法は、十世紀中ば以後の宋代に入って、全国的に整備体系化された。その制度はめまぐるしくまた複雑に変転しつつも、基本的には、新しく成立した君主独裁・中央集権・文官官僚体制の重要な経済的基盤となった。塩と茶を中心に、酒・明礬・香料・薬品に加えられる専売課徴と、これらを含む商品に課せられる商税を主とした貨幣収入が、直接税たる米穀・布帛を軸とする地租より以上に、中央政府の財政にとって重い比重を占めるようになり、それが宋代以後の特色となることは改めて言う必要もあるまい。このような意味を持つ宋代の専売法の研究は、当然多く

の角度から試みられているわけであるが、本稿で取上げようとする茶法に関しては、およそ二つの分野が対象とされている。一つは、主として北宋の前半期、政治・軍事・財政などの諸条件の変化に応じて朝令暮改をくり近ず茶法制度を丹念に追求し、あわせてその意義に論及したものであり、佐伯富氏の「宋初に於ける茶の専売制度」「宋代林特の茶法改革について」「宋代仁宗朝における茶法について」といった一連の研究がこれに入る。いま一つは、北宋の後半に開始され、西方異民族との貿易と関係のある四川の茶法をテーマとした研究で、河上光一氏の「宋代四川における権茶法の開始」「宋代四川の権茶法」などの論考がある^①。しかし、宋代三百年を通観してみると、未だ空白のまま残されている茶法上の問題や、いま少し突込んで考えるべき事柄が少くないようである。本稿ではそうした問題の中から幾つかをとりあげ、地域的には四川を除外した所謂東南地方を対象に、時代順に考察を加えてみた。特に本稿の前半部は、佐伯氏の三つの論文と河上氏の「宋初の茶葉・茶法」と関係する部分が多く、そこで論及された点についてはできる限り重複を避けたため、彼此御覧いただければ幸甚である。また周知のように佐伯氏には「宋代茶法研究資料」という労作があり、本稿作成に当ってはこれを十分に活用させて頂いた。はじめに記して深甚な謝意を表する次第である。

本論に先立って、宋代の茶乃至茶法の基本的な事項説明を行っておきたい。「茶は米や塩と同じく、人々にとって一日も不可欠のものである」^⑤とは、宋代の人士の良口口にするところであり、さらには「窮民や辺鄙な地方の民で塩を口にせぬ者がいても、茶は一日もなくてはかなわぬ」^⑥とまで言われるように普及した茶が、現代日本人の我々が頭に浮べる茶と同じものかどうかを一応検討しておく必要がある。由来、制度史の研究というものは、とかく制度の外形に捉われ、それと生きた現実とのかかわり合いに十分な説明がなされないことが多い。本稿では、力の及ぶ限りそうした方向への配慮をしたつもりであるが、この茶そのものの検討もそうした作業の一環である。

上流社会から農村末端まで普及した茶の種類や製法については、高級品になればなるほど当時の茶書・茶録類に記録が残っており、故青木正児氏を中心とした文化史・名物学の立場からの研究が行われている^⑦。そこで明らかにされたことを、

社会経済史の史料とつき合わせてみると、ほぼ以下のような定義ができあがる。宋代の茶は大ざっぱに臘茶（团茶）・片茶・散茶（末茶）・草茶・粗黄茶などに区別される。これはさらに本来高級固形品で、消費者自身が茶研で粉にして飲用に供する臘茶・片茶と、前二者とは生産工程・品質が異り、生産地では葉茶として取扱われ、卸・小売の段階で石臼でひいて粉末にされる散茶（||末茶）、そして葉茶形態のまま飲用に供される草茶・粗黄茶に分類できる。

福建省建州を主産地とし、多くの品種・銘柄を持つ臘茶は、宋一代を通じ、原則として政府の厳重な統制下に置かれ、皇帝の服用、官員への恩賜、外国への賜与など限られた目的に使用された。その生産工程、製品の詳細は、青木氏の訳出された「宣和北苑貢茶録」「北苑別録」に見える。茶法上もこの臘茶は別に扱われているが、本稿ではこれには触れなかった^⑧。それは茶法の本筋からみれば附随的な意味しか持たぬと考えられるためである。臘茶ほど高級品でない固形茶、すなわち、茶の芽を蒸し、これを擣き、榧かたに入れて固め、中心に穴をあけて竹串をさし、それを焙って乾燥させたものが片茶である。これは主として都市の上流階級の日用に供され、役割からすれば現代の抹茶に比定できるであろう。一方、淮南・江西などの茶の大量生産地では散茶が生産された。これは茶の葉を蒸して乾燥させたものであるが、そのまま服用するのでなく、消費地で粉末に加工し、末茶にしてから飲用に供された。品物としては現代の抹茶と同一物であろう。恐らく都市の一般人民から、近郊農村に至るまで、これが日用の茶であり、当時茶といえばこの末茶を指したと想定される。また粗黄茶（||粗茶・黄茶）と呼ばれるものは、晩春に採造し、安価で細民が服用する^⑨という点から考えると、葉茶を蒸し、天日で乾燥させる現在の番茶に相当すると見做して大過あるまい。最後に「草茶は兩浙に盛んである^⑩」と言われる草茶であるが、相当な銘柄まで出ているところからみて、これが現代の煎茶に比定できるのではないだろうか。

宋代の習慣・嗜好から言うと、煎茶は未だそれほど一般化してはいなかった。邱滂が、「葉茶の飲用が中国中に行きわたり、外国夷狄もやはりそうである。世間では末茶のあることを知らなくなってしまう^⑪」と言っているように、茶といえは煎茶を第一に頭に浮べるのは明代以後のことである。そしてこのことは、茶の保存とも関係し、ひいては茶法の運営

とも微妙な繋りを持っているのではないだろうか。宋代当時の保存技術・交通運搬の状況から考えると、強力な専売制を行う場合、煎茶ならより以上に弊害が生じ、片茶・散茶を軸とした茶法のように運用できなかったのではないだろうか。同じ茶の専売法といっても、宋代と明代以後では種々の点での差異が感じられる。それには、こうした宋代の茶そのものの性格も何らかの形で絡んでいたのではあるまいかと思われるのである。

次に茶法に関する語彙で本稿に頻出する権茶と通商を説明しておきたい。宋代の茶法は終始専売法として国家から統制が加えられ、法規以外の販売は刑罰の対象とされた。従って通商法という呼称を使っても、現今のような全くの自由販売という意味ではなく、むしろ、商人の手をより多く通す、乃至商販を通ずる法といった風を受取るべきである。本稿では権茶法と通商法を次のような区別で使用している。前者は、官が生産者（園戸）に資金（本銭）を支給し、生産者は製品の一部を償還・税金として納入するほか、他はすべて官に売渡す。官は売捌地その他の制限をつけて売茶場・権貨務と呼ばれる特定の場所で商人に売渡すものである。

後者は、官から生産者に資金は与えず、商人と生産者が自由に取引し、商人が専売税を払うものを言うが、この場合でも、価格・取扱量・販売地などこまかな制限を加えられた。なお茶の販売商人、とりわけ客商は、主として権貨務が発行する販売手形・許可証・通行証を携帯する。これは取引・交鈔・文鈔・引などと、幾つかの呼名で史料面にあらわれるが、本稿ではすべて取引に統一しておく。

一

国初から仁宗の嘉祐四年（一〇五九）に至る約百年間の茶法は、宋の外交・経済問題を裏に表に反映させつつ、別表のごとく目まぐるしく変転した。

しかしその基本は権茶法であり、それは、特に揚子江以北では、十三山場六権務と総称される機関を出先きに、国都開

北宋前半期茶法変遷略表

皇帝	西紀	年月	事項	関係人物
太祖	962	建隆 3. 1	蕲春で榷茶実施	蘇晧
	64	乾德 2. 夏	商旅渡江の禁・榷務の設置	
	65	3. 9	淮南地方の茶法制定	
	75	開宝 8. 11	南唐の滅亡	
太宗	77	興國 2. 2	江以南の茶法強化 八榷務の設置	劉式
	85	雍熙 2. 3	折中法(入中法)開始	
	89	端拱 2.	海州に榷務設置	
	92	淳化 3. 7	淮南で貼射法施行	
	93	4. 2	榷務廃止・通商法	
			榷務復活(沿江六務) 貼射法廃止	
	真宗	95	至道 1	
1004		景德 1	澶淵の盟約	
5		2. 5	林特の茶法改革	林特 李漳
仁宗	19	天禧 3	三説法の復活	李諮 孫奭 李諮
	23	天聖 1. 3	淮南山場の貼射法実施	
	25	3. 11	河北入中三説法復活	
			貼射法・見銭法実施	
	36	景祐 3. 3	対西夏戦勃発	
	40	康定 1	三説法実施(この年のみ)	
42	慶曆 2	再び三説・更に四説法実施		
1059	51	皇祐 3. 2	現銭法復活	韓琦
	嘉祐 4. 2	通商法		

の軍閥資本家が、主として異民族と茶の貿易を行っている記事などを総合して考えると、五代の乱世でも、生活必需品の茶は遠隔地商人の主要な、否恐らく最も重要な商品であったと言えそうである。いうまでもなく暖地性植物の茶の主産地は、淮水以南に限定され、とりわけ江南の江西・安徽南部・湖南北部が中心地であった。全国征覇を着々と実現してゆく後周の世宗・宋の太祖・太宗の重要な課題の一つは、こうした茶の主要生産地を根城に活躍する江南商人、そして彼らの

封府の榷貨務が元締めとなる運営形態をとっていた。北宋前半期の茶法のいわば中心となつて活動した十三山場六榷務制について、これまであまり触れられなかった点を本章で明らかにしてみよう。

中原王朝が戦乱に明け暮れた五代にあって、南方の呉(南唐)、楚などの諸国では相対的安定のもとに国内産業の育成がはかられ、特に茶は、唐中期以降の全国的普及による市場の拡大を背景に、その生産は鋭意進められた。^⑭

すでに五代のはじめ、盧龍節度使劉仁恭が江南の茶商を自己の領域外に締出した話しは有名であるが、このほかにも、後周の世宗が若い頃、^⑮ 鄴の大商と共に江陵まで茶の取引に行った話しや、また宋に代ってからでも、五代以来の山西

持つ経済力をどのように取扱うかということであり、また上にあげた零細な史料からも窺えるように中原王朝の立脚する華北の商人、軍閥資本家と江南商人との矛盾をどう解決するかにあったことは疑いない。九六〇年の建国より七七年の南唐征服に至る十五年間の、宋の江南経済政策の中に、それはおぼろ気ながら汲みとることができる。

現存する史料から辿ると、建隆三年（九六二）劉湛が九江と武漢の間、蕪春（のちの蕪口）で茶貿易の統制を行ったことが記録されている。^⑬二年のちの乾徳二年になると蕪春のほか逐次建安（真州・儀徴）と漢陽に権貨務が置かれ、開封の権貨務がそれらを統轄することになる。この時点で注目すべきは、商人が長江を渡ることを禁止していることである。現存する詔令はすべて宋側の立場で書かれているため、南唐に対する理由づけとしては「中国の威勢をカサに着た商人が、江南を侵蝕擾乱するからである」と言っているが、事實は、南方商人の北上を妨げる方に重点があったと見做される。何故ならば、全国統一後の太平興国二年（九七七）に「江南諸州の茶は官が八割を買上げ、二割は十分の一税をとって許可証を与え自由に売らせた。（南方の商人たちは）長江・淮水を渡渉し、機をみて利をあげ、国法を紊乱し、それを手だてて不法を行う。敝禁が望まれる」と樊若水が訴えている事態は、それより先、江南商人に恐らく恩恵的に許された二割の自由販売分の茶さえ、江北市場を混乱させるに力があつたことを教えてくれるからである。こうして宋では、江南諸国、特に南唐商人の経済力を念頭におき、揚子江沿いに交易場⇄権貨務を設け江南茶の江北に入るものはすべてここで買上げる政策を行った。

翻って考えると、この措置は、中原地方に於ける茶の需給関係にも影響を与えた筈である。中原市場から南方商人が締出された時、以前彼らが持って来ていた茶が、そっくり同質同量、権貨務の窓口を通して中原に入って来たものであるか。

乾徳三年（九六五）九月、蘇晄が淮南転運使に任命され、淮南六州の茶を十四の山場（官が生産者から買上げ客商に売る機関）で売買する施策が開始された。^⑭この淮南山場における淮南茶の權茶こそは、沿江権貨務扱いの江南茶と並行して、

いご嘉祐四年まで、車の両輪のように中原の茶法の担い手となったと言える。淮南西路（安徽省中西部・河南省南東部）の丘陵地帯を中心に設置された山場は乾徳三年に一時に業務を開始したわけではない。蘄州の洗馬場などはこの時に設けられた山場であるが、石橋場は開宝二年（九六九）、寿州の霍山場は太平興国六年（九八二）、蘄州王淇場は淳化二年（九九二）と、十三山場が揃うまでに三十年近い歳月を費している。このことは淮南の茶生産を考える上で一つのヒントを与えてくれるように思われる。いったい淮南地方の茶生産は、舒州の例でも明らかのように、五代時代にも或る程度は行われていたであろうが、江南のように良質の茶を大量に産するといった状況ではなかったと想像される。しかし茶木の生育に必要な自然条件は備えていたため、後周あるいは宋王朝はここで江南の茶に対処する必要から、政策的に茶の生産を行うことになった。宋初その推進に当たったのが蘇晧とか劉蟠とかいった連中で、彼らはかなり強引に、急ピッチで地方の茶生産を遂行した。それは一応の成功を収め、淮南山場体系ができあがったが、同時に淮南の人民に大きな苦痛を与えることにもなった。蘇晧のちに水死した時、淮南ではどの家でも慶賀したという逸話は、こうした観点にたつて、より良く理解できるのではなからうか。

開宝八年（九七五）の南唐滅亡後も、權貨務体制は強化され、太平興国二年（九七七）には新しく、鄂州・復州・襄陽・無為軍と、水陸幹線路の要衝には網の目のように權務が設けられた。そして、端拱二年（九八九）の海州權貨務の創設によって、八權貨務が出揃うことになる。淳化四年（九九三）通商法を主張する劉式の献議が容れられて、数ヶ月間權貨務は廃止される。しかし復州・襄陽を除く六權貨務（海州・真州・無為・蘄口・漢陽・鄂州）は間もなく復活した。ここまでは權務山場制度の試行錯誤期間ともいうべく、淳化四年七月の十三山場六權貨の定置以後、宋の權茶法は本格的に運用されるようになったと考えてよい。

では次に山場と權務はどのように異っているのか。まず山場からとりあげてみよう。宋会要の産茶・売茶額一覽を眺めると、淮南山場の茶はすべて散茶で、その価格も原則として上・中・下三等に限られ、地域的な特産銘柄のようなものは

淮南山場茶額茶価一覧表

州場名	取扱茶額(買茶額) (斤)		散茶買売価格(一斤・銭)								天聖三年例 潤則につき 100斤ラス (斤)
	宋会要	夢溪筆談	上・買	売	中・買	売	下・買	売	次下・買	売	
黃州 麻城	217,408	284,274	35.2	70.0	29.7	61.6	24.2	52.5			50
蘇州 洗馬	1,221,887	400,000	38.5	84.0	33.0	75.6	27.3	63.0	22.0	56.0	45
石橋	2,004,729	550,000	35.2	79.8	29.7	67.2	24.2	69.0	22.0	58.8	50
王洪	573,832	182,227	35.2	79.8	29.7	67.2	22.0	69.0	22.0	58.8	60
壽州 霍山	845,084	532,309	34.1	88.2	30.1	79.8	22.0	63.0			40
麻步	423,600	331,833	34.1	88.2	30.1	79.8	22.0	63.0			40
開順	368,838	269,077	33.0	80.5	28.6	70.0	22.0	56.0			40
光州 光山	188,191	307,216			17.6	38.5	15.4	33.6			40
商城	383,263	400,553	34.1	73.5	30.8	67.2	24.2	56.0	10.2	49.0	40
子安	133,562	228,030	33.0	70.0	27.5	59.5	22.0	49.0	17.6	40.6	40
舒州 羅源	318,150	185,082	28.0	63.0	25.0	56.0	22.0	51.0			45
太湖 龍溪	1,214,148	829,032	38.5	86.2	33.0	75.6	27.0	67.1			45
廬州 王同	776,127	297,328	26.4	56.0	19.8	45.5	15.4	37.1			45

全くない、いいかえれば規格品の茶ばかりであることに気づく。試みに淮南十四山場に関係する統計数値を表示すると上のようになる。

淮南茶の平均卸売価格は、一斤、上七六・六銭、中六四・九銭、下五六・一銭であり全体の平均を六六銭程度とみると、北宋前期の総生産量八六七万斤で約五七万貫となる。この数字は山場における生産地価格総計とも呼ぶべきものであり、国庫への実収はこれを遙に下回る。すなわち、山場の支配下に置かれる直接生産者(園戸)に対して、一斤五十六銭の中号散茶を例にとると、二十五銭の本銭(前貸資金)を支給しなければならぬ。一方山場に来る商人に対しては、二十一銭の利ざやをとって売渡すから、この分だけが実益(淨利)になる筈であった。しかし実際には山場官吏の俸給を差引き、売残りの茶の赤字分を考慮に入れたりすると、淮南茶の淨利が、宋朝の国家財政に直接何程の寄与をしたか甚だ疑わしくなってくる。乾徳三年の蘇皖の百万緡という利益は、恐らく淨利と本銭を合わせた数字で、淨利五十(六十)万貫という数字も実際にはかなり無理があったように感じとられる。真宗から仁宗時代にかけて、辺境地帯への軍糧納入の代価が茶で支払われ始めると、山場・權務で支給される茶の量が取引表記額より数十パーセント多く認められるようになる。逆にいえば例えば百貫分の茶を五十五貫で売る、つまり四十五パーセント引きが行われるため、特に

淮南山場の茶の貨幣収益分は甚しく低下してしまふ。当時、淮南茶利の基準額は五十万貫ときめられていたが、天禧五年（二〇二二）には二十三万貫にしか達せず、これの四十五パーセントびきとすると十三万貫に過ぎぬ。この中から本銀九万貫を差引くと、淨利は三万貫で、これでは山場官の俸給も覚束ない状態であった^④。従つてこの段階では、せめて本銀分を商人に肩代りさせる貼射法が行われるのも当然であろう。要するに当初の極く一時期を除き淮南茶の貨幣収益は、国家財政を直接に太らせるものではなく、むしろ専売制度運用上の手段としてより多くの意味を持っていたと言えよう。

次に淮南茶を扱う商人について少しふれておきたい。こまかな点は史料の制限により隔靴搔痒の感があるが、散茶のみで比較的等質・安価な淮南茶は、華北一帯の都市、近郊農村を主要市場にしていたと想定され、上述したように山場から都市舗戸へ卸され、そこで末茶にして消費者に渡つたであろう。かさばり、保存に問題があり、単位斤数当りの利潤の少い散茶は、次に述べる権務扱いの片茶とは自ら異つた商人層の存在を予測させる。果して、「十三山場の茶は、従来多く小客が興販する^⑤」という零細な記録が見られる。山場・権務の茶は大量の卸売が原則で、取引一道は百斤乃至千斤といったまとまった量のために発行されるものである以上、小商といっても或る程度の資力は備えていたろうが、茶業界を牛耳る大ギルド商人からみると小商という範疇でとらえられる客商であり、彼らが淮南山場で活躍していたことは注意しておいてよからう。つけ加えれば、貼射法実施以後、淮南山場では十斤、二十斤と買う全くの小商人がいたことが知られる^⑥。これは煩瑣な上、密売の弊害を起しやすかつたとみえ、のち八十斤以上で一パッケージの単位をなす者にしか売渡さぬという制限がつけられた。ここに見える小商は全くの地方的な小商人であろう。

また淮南茶の直接生産にあたる園戸についてみると、各山場が、一定の取扱茶額をきめられそこから一定の前貸資金を与えられている以上、園戸は毎年それのみあう品質の茶を納入しなければならぬ。もし茶が売れぬ時は責任は園戸に転嫁されるし、品種・生産量などの経営の自主制は殆んどない。こうした状況下では、茶戸の逃亡、茶園の荒廃といった現象も稀ではなく、生産量が低下すると、規定額を売ろうとする山場では古い茶や夾雑物を入れた悪質茶でも取扱い、そんな

ると商人が山場に寄りつかなくなり、売れぬ分のしめつけが残っている園戸にかかる悪循環が生じて来る。この現象は必ずしも淮南特有のものでなく、江南でも起ったことであるが、自然条件に劣り、官の強制を受ける度合の強かった淮南では特に激しかったと考えられる。山場開始期に近い会要の統計と、遅い時期に属すると思われる『夢溪筆談』の統計を比較してみると、産茶額はおおむね減少の方向を辿り、特に産額の多い茶場ほどそれが著しい。また個別的な例としては、かつて百七万斤の規定額であった石橋場がたった十万斤におちていることも知られる。嘉祐四年の通商法実施以後は、淮南茶に関する記事は殆んど姿を消し、南宋に入って残されている統計でも、舒・廬・蕪・壽の四州で僅か一万九千斤と二万二千斤が見られるにすぎぬ。この数値はかつて最も産額の少かった山場の十分の一程度である。こうした点から振返ってみても、淮南十三山場の茶は、北宋の茶専売政策のための重要な手段として、上から作り出されたものであり、その政策が転換すると消滅する運命を持っていたと言えよう。

十三山場よりはるかに強く北宋の財政問題とかわり合いを持ったのは六權務であった。江南地方の茶は、該当地に於ける消費分や福建の臘茶を除き、すべて官で買上げられ、茶綱（船団）を組んで六權貨務に運びこまれる。開封權貨務へ現錢・金銀を代価として納入し、或は辺境へ穀物を納入してそのかわりに取引を貰った商人は六權務に赴いて茶を受取る。真宗から仁宗時代の山場權務完成期には江南の茶は巧妙に各權務に按分されている。江蘇省江南部・浙江省を包含する兩浙路十州——中心産地は杭州・湖州と方臘の乱の起点となった睦州——の茶はすべて開封にそう遠くなく、汴水の入口に近い海州權貨務に送られる。それらは全部片茶で、しかも一斤あたりの買入価格は最高三四二錢、最低百三十二錢、平均百六十五錢、売捌価格は最高一貫（千錢）、最低七五八錢、平均八四二錢と、淮南茶とは比較にならぬ高級品である。他方、揚子江中流の要地、鄂州（江陵府）・漢陽軍權貨務でも同じような性格がみられる。鄂州權貨務は湖南省潭州（長沙）産で独行・靈華・綠芽等の銘柄の、平均買入価格二六九錢、売捌六六五錢の大方茶（大きな方形の片茶か）と岳州を中心とした湖北省南部の片茶（平均買入価格一五四錢、売捌価格五二〇錢）を扱い、漢陽軍權貨務は恐らく何らかの政策的意

図で鄂州産の片茶を取扱っている。また、歙州・池州・饒州を主産地とする江東路（安徽省江南部）の片茶（平均買上価格一一〇銭、売捌価格五一一銭）は真州と無為軍に分散されるが、この兩權貨務では一部潭州の大方茶も扱い、また江南で最も産出量の多い興国軍ほか江東路の散茶を売るなどバラエティに富んでいる。最後に蕪口權務では潭州の大方茶と、洪州（南昌）を主産地とする江西の散茶が集められた。六權務のうち、海州と鄂州の茶が商人に特に望まれたが、それは品質・保存・運搬の便宜等を総合的に考えて最も利潤が大きかったからで大資本のギルド茶商はこの兩務の茶を一手に取扱ったのであろう。辺境納入穀物の代価を茶で支払う入中法（三説・四説法）開始以後、六權務茶にも割増がつけられたが、海州・鄂州の茶は割引率が低く定められている。^④

山場權務は揚子江以北を主たる対象として、江南の茶法がどうなっていたかという点にも言及しておく必要があろう。当時の茶の主産地を包括する江南地方では、生産者が地租や労役の代替として納入する租茶、折税茶を除き、他のすべての茶は買茶場を通して政府に買上げられた。買茶場では、その茶を定められた品質・分量に仕分けして沿江六權務に送り、地元消費分については、利ざやをとって売茶場から売出した。買茶場（同時に売茶場）は茶を産出する州軍を単位に設けられ、のちにはこれが合同場と呼ばれる組織となったようである。江南に於ても売茶場で売られる茶はかなり纏った量^⑤卸売で、客商はそれを州県城の舖戸、農村への行商に卸し、そこから消費者に渡る順序になる。江南茶場の具体的な姿を浮びあがらせてくれる史料は非常に少ないが、太宗時代、江南征服の後暫らくして各場の買上・売捌割当額^⑥がきまり、さらにそれに基づいて、監場官や地方官の勤務評定が行われるようになっていた。茶に限らず、専売法全般や商税に於けるこうしたノルマ制は、内容の如何を問わず額面の辻褃が合えばそれで良いという弊害を生むが、広大な中国でまがりなりに専売法を運用してゆくためには多少のマイナス面は眼をつぶってでもこれを強行せざるを得なかったのである。このほか、機械的な買茶場の設置が生産地から茶を運ぶのに支障をきたした例や、茶を売捌く時に恐らく卸売商人に組合を作らせた例^⑦なども知られる。ところで江南売茶場で、どんな茶が売られていたかについては、やはり宋会要の統計^⑧

を利用しなければならぬ。それによると、茶を産しない潤州(鎮江)では一部建州の臘茶數種と睦州・湖州の散茶が売られていたこと、同じく茶を産出せぬ江寧府(金陵)では、やはり建州の臘茶のほか、袁州の片茶、広徳軍と池州、宣州の散茶、袁州の粗黄茶が売られるなどの配分関係も知ることができる。しかし全体的には、生産地の該当州軍を核とし、生産地の茶は生産地消費という原則が看取される。ただ、ここで取扱われている茶は、低価格の散茶が圧倒的に多いことが注目される。例えば、江南東西路では、売渡価格最高五十銭程度から最低二十銭平均三十七銭、兩浙路では最高九十銭程度から、最低三十銭まで平均六十銭で、その価格差も少く、種類も必ずしも多くはない。こうした点から推測すると、江南売茶場で売られる茶は、州県を単位とした地域的小市場を対象とし、大部分が安い散茶であり、従って消費者も一般市民・農民が中心であり、取扱う商人もまた権貨務を根城とするような巨商ではなかったろうと考えられる。江南茶場で売られる茶は、とかく数量があればそれで良いという粗悪なものが多かったらしく、王安石は新しく良い茶は巨商に計算支給され、古く悪いものは南方で売られると嘆じている。江南の茶が北宋の茶法全体の中で占めた役割はいま一つ判然とせぬが、景祐三年(一〇三六)に葉清臣が述べている全国で売る食茶は本息合わせて三十四万というのに相当するかと思われる。そうすれば彼の言う山場権務の収入五十九万貫、商税五十七万貫を合わせて百分比を出すと、茶利の約二十三パーセントとなる。

- ① ここでは戦前の古典的研究は除外した。それらの殆んどは佐伯・河上論文中に消化吸収されているからである。佐伯論文は順に、『京都大学文学部五十週年記念論叢』(一九五六)、『東方学』一七(一九五八)、『岡山史学』十(一九六一)に掲載されており、最初の論文は『中国史研究第一』(一九六九)、後二者は『中国史研究第二』(一九七一、いずれも東洋史研究叢刊)に収録されている。河上論文はそれぞれ、『東方学』二十三(一九六二)、『史学雑誌』七二ノ十一(一九六二)に掲載されている。
- ② 斯波義信「宋代商業史研究のための覚書」(『史学雑誌』七二ノ六、一九六三)、吉田寅・千葉竣「唐宋専売制度史研究の動向」(『史潮』九十七、一九六六)。
- ③ 『東方学』六、一九五三。
- ④ 東方文化研究所刊、一九四一。
- ⑤ 王臨川文集卷七十、「議茶法」(前略)夫茶之民用、等於米塩、不可一日以無。その他似たような記述は、李直講文集卷十六、「富国策第十」にも、曰茶非古也、源於江左、流於天下、浸淫於近代、君子小

- 人願不嗜也、富貴貧賤靡不用也。と形をかえて出て上る。
- ⑥ 楊伯山文集卷四、「論時事劄子」(前略) 二浙窮荒之民、有經歲不食塩者、茶則不可一日無也、一日無之則病矣。
- ⑦ 青木正見全集第八卷所収『中華茶書』のうち、「喫茶小史」二一九一—二〇五頁、「茶録」以下の部分二六九—三一五頁、「茶事拾遺」の前半、三七九—三八六頁。
- ⑧ 神宗元豐二年以後の一時期、臘茶が一般にも商品として解放されたことがあったが、ここでは、それに深く触れない。
- ⑨ 注⑥に続いて昔時晚春採造、謂之貢茶、毎斤不過三十錢、故細民得以厭食。とある。宋会要食貨二九の元茶額をみても、粗黄茶は一斤四十錢前後で一番安価な茶の部類に入っている。
- ⑩ 埤田録卷一。臘茶盛於劍建、草茶盛於兩浙、兩浙之品、目注為第一、自景祐已後、洪州雙井白芽漸盛、近歲製作尤精、覆以紅紗、不過一二兩、以常茶十數斤養之、用辟暑濕之氣、其品遠出自注上、遂為草茶第一。また最近古林森広氏が「北宋の水磨茶専売について」(明石工専『研究紀要』六)を發表され、やはり茶の品種について説明を加えておられるが、私にはなお承服できぬ部分がある。
- ⑪ 大学衍義補卷二十九、「山沢之制下」(前略) 元志猶有末茶之説、今世惟閩広用末茶、而葉茶之用、遍於中國、而外夷亦然、世不復知有末茶矣。
- ⑫ 例えば明史食貨志茶法の条を通覧してみると、中心問題は、西・北異民族との茶馬貿易で、内地では宋代後半にはじまる取引法の形式が踏襲され、宋代のように各方面にかかわる政治・社会問題を惹起しているようには見えな。
- ⑬ 河上氏は、注③論文に於て、北宋の茶史を三期に分け、徽宗崇寧元年以後北宋末までを榷茶法の時代とされているが、自分の定義では必ずしもそうはならぬ。第四章でふれるように、崇寧の榷茶法は実質的
- には一年で通商法に戻されたのであり、馬端臨も(崇寧)四年(蔡京議更革、(中略)按京寧寧元年所行、乃禁榷之法、是年所行、乃通商之法、但請引抽盤商稅、青於祖宗之時耳(文獻通考十八)。というように、やはり通商法の範疇に入れる方が適當であろう。
- ⑭ 資治通鑑二六六、後梁紀、開平二年七月。湖南判官高郁、請聽民自采茶、売於北客、収其征、以贍軍、楚王殷從之、秋七月、殷奏於汴荆襄唐鄆復州、置回鹘務、運茶於河南北売之、以易織戰馬而歸、仍歲貢茶二十五萬斤、詔許之、湖南由是富贍。といった記事からこうした想定をするのは見当外れではなからう。
- ⑮ 資治通鑑二六六、後梁紀、開平元年三月。盧龍節度使劉仁恭(中略)又禁江南茶商、無得入境、自采山中草木、為茶、鬻之。
- ⑯ 五代史補卷五、「世宗問上」。世宗在民間、嘗与鄆中大商顔跌氏・忘其名、往江陵、販元茶貨。
- ⑰ 宋史二五五、張永德伝。(前略) 自五代用兵多姑息、藩鎮頗恣部下販鬻、宋初功臣猶習旧事、(中略) 永德在太原、嘗令親吏販茶規利、闕出微外市羊。なお宮崎市定氏「五代史上の軍閥資本家」(一九四八)『アジア史研究三』(一九六三)所収を参照。
- ⑱ 統資治通鑑長編(以下長編と略称)三ノ二、建隆三年正月丁亥。以監察御史劉湛、為膳部郎中、湛奉詔榷茶于兩浙、歲入增倍、遷拜越級、非旧典也(原注・湛未見)。
- ⑲ 長編五ノ十二、乾德二年八月辛酉。初令京師・建安・漢陽・浙口、並置場榷茶。
- ⑳ 長編五ノ十二、乾德二年七月乙未。始於江北。置折博務、禁商旅過江、詔諭唐主、想其挾中國之勢、有所侵擾也。
- ㉑ 宋会要輯稿(以下会要と略称)食貨三十一、太平興國二年正月。江南軫運使樊若水言、江南諸州茶、官市十分之八、其二分・量稅取其什一、給公憑、令自売、餘江涉淮、乘時取利、紊亂國法、因緣為姦、望嚴禁

之。なお宋初の沿江榷務の意味については南宋の陳傅良の指摘もこの通りである。止齋陳氏曰、乾德時、東南六路、閩浙歸職方、除尚未平、太祖權法、蓋禁南商擅有中州之利、故置場以買之。(文獻通考十八)。

②③ 長編六ノ十三、乾德三年九月己卯。以度支郎中蘇晁、為淮南轉運使、晁建議、權斬黃廬壽五州茶、置十四場、籠其利、歲入百餘萬緡。この五州を佐伯氏は六州に直し、州名に光を補っておられる。従うべきであろう。但し十四場はここで一時に設けられたわけではなく、歳入百万というのもこの時点のことではなからう。また百万全部が実益であったかどうか甚だ疑わしい。なお山場の数は設置当初より相当長い期間は十四場であったが、のちに舒州の龍溪場が廃止されて十三場になったらしい。本稿では便宜的に使慣らされている十三山場という用語を使用した。

②④ 会要食貨二九ノ七、買茶場の項。

②⑤ 会要食貨三ノ八、景祐元年十一月二十三日。淮南轉運司言、廬州舒城縣、自偽命以來、納贍軍年額茶七千三百斤、委是不折苗稅、不請官錢、虛致煩擾、望除放、從之。

②⑥ 宋史二七六劉蟠傳。嘗受詔、巡茶淮南、部民私販者衆、蟠乘羸馬、偽稱商人、抵民家求市茶、民家不疑、出与之、即擒、質于法。

②⑦ 地方官が一地域の農作物乃至産業を強制的に転換させる話として最も有名なのは鄂州崇陽縣(湖北)で張詠が行ったものである。それは茶生産を桑生産(養蚕)に転換させたものであるが、淮南の場合に若干の参考にはなろう。五朝名臣言行錄卷三。公(張詠)令崇陽、民以茶為業、公曰茶利厚、官將榷之、不若早自異也、命拔茶而植桑、民以為苦(下略)。

②⑧ 玉壺清話卷二。乾德初、国用未豊、蘇晁為淮漕、議尽榷舒廬蕪黃壽五州茶貨、置四十四場、一萌一蘖、尽搜其利、歲衍百餘方緡、淮俗苦之、後晁舟敗溺、淮民比屋相賀。

②⑨ 会要食貨三六ノ一、太平興國二年正月。三司言、準勅、於沿江起置榷貨務、合行起定茶貨條禁、欲頒下諸州府施行、從之。会要食貨三ノ一、太平興國二年二月、有司言、江南諸州榷茶、準勅、於沿江置榷貨八務(下略)。なお八榷務の名は文獻通考による。

②⑩ 文獻通考十八、端拱二年。又於海州置務。

②⑪ 会要食貨三ノ二、淳化四年二月四日。詔廢沿江榷貨八處(下略)。

②⑫ 会要食貨三ノ二、淳化四年七月十二日。(前略) 其沿江榷貨八務、並令仍舊。但し襄陽、復州務については文獻通考卷十八の淳化四年、廢襄復州務。を参照。

②⑬ 会要食貨二九ノ六ノ十四。

②⑭ 会要食貨三ノ五、天聖元年三月の條。(前略) 凡貼射之利、如舒州羅源茶場中色者、凡買一斤、官破本錢二十五文、至出売、收錢五十六文、其二十五文、今來客人自出錢物、与國戶、其官破本錢更不反(文)給、止取淨利三十一文、令客人貼納。

②⑮ 会要食貨三ノ五、天聖元年三月。(前略) 準内降劄子、淮南十三山場茶年額、僅五十萬貫、(これは表の統計から割り出した五十七万八貫という数値とほぼ同じものを指すと考えられる)、天禮五年止收二十三万餘貫、比祖額虧二十七万貫、今將五年売茶取錢折算、每百貫交引、在京見売價銀五十五貫、都計錢十三万餘貫、内降買茶本錢九万餘貫外、有利錢三万餘貫、若每年趁及元額五十万貫、裁得実利錢七万貫、監官請給費用、不在数(下略)。

②⑯ 会要食貨三ノ六、天聖元年四月。(前略) 看詳、十三山場茶貨、自來多有小客輿販。

②⑰ 会要食貨三ノ七、天聖二年三月。(前略) 又既許商人貼射茶貨、不拘斤數、多有小客、於諸場貼射、止二十斤、便出公引、慮以貼射為名、影帶私茶出界、請自小客貼射茶貨、須八十斤以上成擔、即給公引、批鑿斤數(下略)。

開封榷貨務に納入する代価	海州・鄂州務茶	他の四務の茶
實際支給される茶(兩)	100(銅錢45：金銀55)	100(銅錢40：金銀60)
それ以外の榷貨務に納入する代価	135	125
實際に支給される茶(兩)	100(銅錢45：金銀55)	100(銅錢40：金銀60)
	125	125

- ③⑦ 会要食貨三十三ノ七、天聖二年八月。淮南江浙荆湖制置茶塩司言、舒麻新黃光壽州茶場、元売額茶、除係客人貼射外、拋餘貼買不盡茶數、勾收入場中売、支与備錢、須管敷及年額、若至住場日、有欠中売額茶、即依客人貼納條例、一斤送納一斤淨利錢。とあるのは明らかに園戸に賠償を強制している記事である。このほか早い時期のものとしては、張洎の「上太宗乞罷榷山行放法」(『宋名臣奏議』一〇八)や会要食貨三十三ノ一、太平興國九年十月の塩鉄使王明の上言などに、ここで述べた問題が具体的に書かれている。
- ③⑧ 王臨川文集卷七十「茶商十二説」。(前略)至如石橋一場、租額一十七万、(会要二十九ノ六では二〇〇万、夢溪筆談では五五万)而近歲買納、才得十万。
- ③⑨ 会要食貨二十九ノ三、四。
- ④⑩ 以下の茶価はすべて会要食貨二十九ノ八一四の買茶価、売茶価による。
- ④⑪ 会要食貨三十三ノ八、景祐三年五月十四日。詳定茶法所言、天聖元年、商人皆在於京榷貨務納錢、以買荆南(鄂州のこと)海州榷務茶、每直百千聽納八十千、増七千、蓋荆南海州茶、買人之所願售也。
- ④⑫ 会要食貨三十三ノ六、天聖元年四月の条によつて六榷務の茶価の納入規定をみると、次の表のようになる。
- ④⑬ 合同場という呼名は四川で最も早く使われはじめ、特に蔡京の茶法改革以来全国で用いられるようになった。因みに南宋はじめには江南産茶州軍には全部で十八ヶ所の合同場があった(会要三三ノ二一、建炎三年五月十五日)。
- ④⑭ 会要食貨三十三ノ一、太平興國九年十月。塩鉄使王明言、荆湖兩浙江淮諸州、出産茶貨処、買納數与完數比較、若不相違、緣自前收復諸処、旧管茶貨數多、以至相承接庄、(中略)稅茶并折色茶外、買諸色茶等入戸、各有旧額(下略)。
- ④⑮ 会要食貨三十三ノ四、大中祥符六年四月三日。三司言、準詔、參定監買茶場官賞罰條式、今請除沿江六榷務淮南十三場外、江浙荆湖諸州買茶場、自今納到入客算買茶、及得租額・通年・前界、有羨餘者、依元勅副獎、虧損者、依至道二年勅、一厘以上奉兩月俸。(中略)仍降差遣(下略)。
- ④⑯ 会要食貨三十三ノ二、咸平三年七月二十一日。江南軫運副使任中正言、準詔、以饒州置場、買納浮梁・婺源・祁門鼎茶、不便於民、(中略)詢問逐處民俗、皆言、溪灘險惡、艱阻尤甚、願各復往日茶倉、就便輸納。
- ④⑰ 会要食貨三十三ノ四、大中祥符五年四月。(前略)饒州旧例、集民為甲、令就官場買茶、自今聽從民便取市。
- ④⑱ 会要食貨二十九ノ十。
- ④⑲ 王臨川文集卷七十、「茶商十二説」。(前略)又既仰巨商、遂為二等、新好者支算商旅、低陳者留完兩中、食用不堪、遂皆私易。
- ④⑳ 長編一一八ノ六、景祐三年三月丙午。樞戸部勾院葉清臣請(中略)臣竊曾校計茶利歲入、以景祐元年為率、除本錢外、吏取息錢五十九万餘緡、又天下所售食茶、并本息歲課亦祇及三十四万緡、而茶商通行六十五州軍、所收稅錢(商稅)已及五十七万緡。

宋代の茶法は、それをもって国家財政の一支柱にしよとす為政者と、国家に利用されつつ、その中で自己の利潤を拡大し、逆に国家を利用する商人集団との関係を抜きにしては考えられぬ。商人集団の圧力によって茶法がうつり変る経緯はすでに佐伯氏が論述されているが、茶法と茶商の関係はより深く掘下げるべき問題であり、本章では、權茶法から通商法へと流れる北宋前半期の推移の中で、この問題を探ってみることにした。

權茶法をやめて通商法にすべきであるという議論は、国初より根強く存在し、嘉祐四年に至って最終的に結実する。現在知ることのできる通商法主張の最も古いものは太宗時代の張洎と劉式の説である。さてこの二人の出自を宋史の本伝で調べると次のようなことが判る。張洎の父祖は吳国ついで南唐に歴仕し、彼自身も江南の進士及第者として国都江寧府を中心に順調に出世コースを歩んだ。やがて国主李煜の信望を得、南唐王朝の最高実力者にのしあがった。南唐が滅亡したのち、彼は宋の太祖趙匡胤からその剛胆さを高く評価され、宋に仕えて「江東士人の冠」と称されるに至った。一方の劉式もまた江西省袁州出身の南唐科挙官僚で、宋に帰朝後は財務関係の職務を歴任し江淮の間の横賦、つまり旧南唐領の「沿納」と総称される各種附加税を整理していたことが知られる。宋初の代表的な通商論がいずれも南唐出身の官僚によって唱えられ、特に劉式のそれは極く短期間にせよ実行にうつされた点からも、その裏側を探る必要があるであろう。

太宗の端拱二年(九八九)といえは、海州に權貨務が設けられ、權茶制度がいちおう形を整えた時期であるが、張洎の上奏はこの時点で行われている。彼は「財政当局は、おかみが權茶を行えば多くの利潤があがり、通商にすれば茶商を儲けさせるだけである。というが、これは頑固老人のきまり文句で、ちかごろの悪習である」と前置きしたのち、權茶法の三弊として (一)、政府による園戸の抑圧 (二)、嚴重な法禁による違反者の続出 (三)、上記原因による茶戸の逃亡、茶生産の衰退、をあげ、通商法の五利としては (一)、生産者の安定 (二)、自主的積極的茶園経営による生産の増加 (三)、刑罰の輕

減による人民への恩恵 (四)、徭役依存による茶の運搬を商人に肩代りさせられる利益 (五)、權茶法では廃棄処分される茶が通商ではなくなる、を列挙している。彼は続いて湖南の具体例をひき、權茶法の時は、一大斤本錢二二〇錢、運賃雜費百錢のものを九百六十錢で売るから六百四十錢の利がある筈だが、実際には粗悪品、売残り品が多くとも六百四十錢の利があらぬ。そこで通商法にして園戸・商人の負担本錢分四百錢、官が商人から得る利を四百錢とすれば、民はそれぞれに便宜をうけ全国に茶が流通すると述べている。こうした張洎の主張は実行にうつされなかったが、四年のちの淳化四年二月(九九三)には三司の官員劉式の獻議が容れられ、沿江權貨務を廢止し、商人は茶の購入票を持って生産地に赴き、茶を買う制度が実施された^④。しかしこの改革は、僅か五ヶ月のち同年七月に中止され、再び六權務が設けられ、他方翌々年からは辺境入中穀物法(三說法)が開始されたことも関係して、通商法の実現は半世紀さきに延びることになる。劉式が權貨務廢止を主張する表向の理由は、權貨務には売れない茶が堆積し、商人はそれを強制的に買わされることや、それに伴う園戸への皺寄せがうたわれている。これはまたすべての通商論者に多かれ少かれ見られる主張であるが、張洎や劉式の場合には、その裏面に旧南唐・楚などの大産茶地を背に活躍して来た江南商人層が、その十分な活動を妨げられている沿江權貨務体制を何とか打破せんとする意図をもひそませていたのではなからうか。江南商人の資本力をはじめとした実態や、彼らが宋に入って旧自国出身で新政府に入った官僚たちと、どのような形で結びついたかという分析が現在全くなされていない以上、それは憶測の域を出ない。ただ劉式の通商法に反対した議論の中には、商人は遠く揚子江を渡ることをはばかるという一条がある。前後の関係からみて、これは北方商人を指し、彼らの勢力圏は權貨務を軸として固定しているため、あえて江南に赴くことを歓迎しなかったと解される。こうした商人は、開封に腰をすえる中原の商人で、劉式らは南方商人の意をうけてこの勢力に抗したが失敗したという図式も描き得る。上述した張洎・劉式の経歴から考え、その蓋然性は必ずしも少くないと思われるが、これは今後の研究に俟たねばならぬ。

北宋の目まぐるしく変転する茶法の中で、とりわけ重要な意義を持つのは、真宗景德二年、林特が行った改革である。

制度の内容については佐伯論文で詳細に述べられているが、要するにその眼目は、辺境の穀物納入と茶法とを独立させた点にある。これより先、宋初の名三司使と誇れ高い陳恕によって、契丹（のちに西夏）国境地帯の防備軍に糧食芻草を納入させ、その代価にプレミアムをつけた手形（交引）を発行し、現金・茶・香薬を希望に従って、国都開封もしくは六糧貨務で受取る、所謂三説法が大々的に行われた。この制度は、西北辺の緊張による軍需物資調達の必要性、銅銭の絶対量の不足、茶と香薬の一定の保有量といった諸条件を有無巧みに繋ぎあわせ、商人の力を借りることで目的を達せんとした合理的な改革であったが、やがて弊害が表面化した。即ち、軍糧確保のため、主として河北転運使などの地方官庁が手形を濫発し、茶の生産とのバランスがとれず手形が暴落したことがその一であり、穀物納入から茶の受取りの手続段階で商人が絡み、特に大資本を持つ商人が利潤を自己に吸収したため、法全体が円滑に回転しなくなったことがその二である。ここでは後者を問題にしたい。

林特の改革以前に於ける商人は、史料的には、穀物を辺境に納入する北商グループ、開封府の権貨務に登録された交引鋪戸、そして南方商人の三つに区分されている^⑥。その多くが黄河中流域・河北の土着商人である穀物納入者たちは、大抵はその地方の都市で交引を売り払い、その交引を持つ別の商人が開封へやって来るが、手形を現金乃至商品化するためには交引鋪戸の保証を得なければならない。ところが交引所持者がギルド商人なら直ちに保証が行われるのに反し、一般人に対しては、いろいろ名目をつけて保証を引延ばす。あまり資本に恵まれていなかったであろう非ギルド商人は、滞在費や資金ぐりに苦しみ、手形を表記価格より何割も安く叩かれて交引鋪戸に売渡さねばならなくなる。交引鋪戸はそれを時に応じて南商に売り、南商は額面通り、南方の権貨務の茶を入手し大儲けする筋書である。この筋書の鍵を握る交引鋪戸の実態^⑦はあまり良く判らない。交引は太府寺で印刷され権貨務から発行されるが、その実際の売渡しを扱ったり手形売買的な仕事に当たったのがこの交引鋪戸だったのだろう。本来、塩茶などの専売交引は、商人が権貨務へ銅銭または金銀絹帛を納入して売渡されるものであるが、一部手付を納めて交引を受取り、塩茶を売払ってから残金を納入することも行わ

れたようであり、また、茶の客販に対する商税は権貨務へ後払いするため、かれらの身許保証も必要であつたろう。交引鋪戸はそうした一切の保証をも引受けていたと考えられる。むしろそこにはギルドの手がのびており、茶交引には茶商ギルド、香葉交引には香葉商ギルドと關係を持ち、いずれも権力と密接につながつていたと予想される。三説法が実施されると、交引鋪戸は手形保証人の特權をフルに發揮し、今まで以上に甘い汁を吸うことが可能になった。これに対して、真宗初期に、交引鋪戸を廢止して、別の保証制度を行うべきだという提議がなされたが、この時は実現されなかつた。交引鋪戸と沿江權貨務で茶を受取る南商と呼ばれるグループとの關係も必ずしも明らかでないが、交引鋪戸と重なり合う部分が多く、それはまた豪商・巨商と呼ばれる小数の茶商集團であつたのだらう。

林特の茶法改革はこのような背景で実施されたわけであるが、ここで注意すべきは、林特・李溥らの改革の当面の責任者はもちろんのこと、彼らの後楯になつた丁謂や宮廷の実力者宦官劉承珪らは、すべて南方出身の実務派官僚だつた点である。林特らは改革に先だつて、特に茶商十数人を招き、一席を設けて、種々の問題を討議したと言われる。ここであげられている十数人の茶商は、さきには陳恕の三説法の場合に登場する茶商、のちには王安石が問題にしている数少い巨商、また王安石の指摘する十余戸の茶ギルド商人、あるいは神宗の元豊時代に都城十数兼并の家と称される茶商と等質に考えてまず間違ひなく、国都で茶のギルドを牛耳る有力者であつた。佐伯氏も指摘されるように、彼らこそは政府や宮廷の有力者と手を握つて、茶法を自分たちの意図のように動かしたのであろうが、憶測を逞しくすれば、五代以来、中原を地盤に、後周・宋の政權とも密接な關係を持ち続けて来た、北方系の軍閥資本家の系列に入る連中ではなかつただらうか。全国統一後しばらくは南人、江外の人として抑圧されつつも、特に經濟政策面で實力を持ち、中央政府にとつて欠かすことのできなかつた南方系官僚は、王欽若、陳彭年、丁謂らを筆頭に、真宗時代に入り一躍官界の表面に躍り出た。その新しい政策の一つとして林特の茶法改革も位置づけられるべきであり、彼らの政治力と中原豪商との妥協の上に入中（三説）法が一まず終止符を打つたと言えよう。ただ、この場合も、林特らの南方官僚が果してどの程度江南商人を背後に持ちそれを

代弁していたかは、残念乍ら明らかでなく、これまた今後の課題として残さねばならない。

景德二年、林特によって改革された茶法は、その後決してスムーズに運営されたわけではない。豪商たちの働きかけで、十数年後には再び取引法が登場し、その後も一進一退をくり返す。しかし大勢は通商法に傾き、景祐三年（一〇三六）の李諮の改革に際しては、天聖の時にも問題になった取引舗戸の保証をやめるといった進歩もみられる。仁宗の中期を過ぎると、現実には茶の専売益金が眼立って減少する一方、民間では密売が盛行し、一部豪商が利潤を独占する權貨務体制は、その中でいかに制度をいじってみても、結局は國家財政にプラスにならないという意見が強く表面にあらわれて来る。李觀はその通商主張の議論の中で「おかみの茶は草木・塵煤などの混り物が多く、悪質で不味い。商人はそっぽをむき、堆積された茶は腐敗し、利益はおろかもとれぬ。一方人々は遠方から来る高価な鬪茶を争って買求める。これは味が良く、また利潤が多いので密売人は嚴重な禁令を犯してやって来る」と、消費段階に於ける当時の茶法の行詰りを描写している。のちに新法の市易法に於いて、中小商人の擁護に腐心した王安石は、權務体制とそれを支える豪商を強く否定し、この頃「茶商十二説」を作った。この中には權茶法末期の弊害がいろいろな面から具体的に述べられており、当時の実状を知る上で参考になる。また、そこで展開されている主張はのちの市易法と繋り、若干の興味をひく。全文はやや煩瑣であり、また難解な部分を含むが、これまであまり問題にされていないようなので紹介かたがた以下に訳出してみたい。

私は巨商に依存すると十二の損失があり、弊害は非常に大きいと思う。それについて開陳してみたい。（臣竊以、須仰巨商、有十二之損、為害甚広、請試陳之）

(一) 巨商に依存すると、巨商の数は少く、協調しあうことが容易であるから、しばしば買付価格を低く協定する。従って山場の産出量が多いと、合法非合法に値を下げ、次々とどまるところを知らず、年間数百万に達する。これは多いものが減少する損失である。（既仰巨商、巨商数少、相率既易、邀賤遂繁、故有場饒、明減閏減、累累不已、歲数百万、是饒減之損、一也）

(二) 巨商に依存すると、巨商はほんの一にぎりでなかなかやってこない。場務では大量の茶を蓄積して彼らの来るのを待っている。古くなったり変質したりすると棄てたり焼いたり他の用途にふりむける。その分の税入が失陥すると、正税は高くなる。これは税銭が失陥する損失である。（又既仰巨商、巨商稀少、積庄等候、陳損既多、或棄或焚、或充雜用、此税既陥、正税又饒、是陥税之失、二也）

(三) 巨商に依存すると、量は多く値段は安く生産者は苦しみ、年間の割当額を欠くことになる。例えば蕪州石橋場では、規定額百七万斤であったものが、近年ではやと十万斤を買上げることができにすぎない。年々規定額に満たぬと減額の申請がおこる。これは歳額減少の損失である。（又既仰巨商、饒豊佃薄、園民困耗、連欠歳程、至如石橋一場、祖額一百七万、而近歳買納、才得十万、而虧及累年、便乞減額、是退額之損、三也）

(四) 巨商に依存すると、権力による禁制措置にたよらねばならぬ。かくて、密売取締りの軍隊はあちこちに配備され、とりての衆は平原、村落にゆきわたる。官員の俸給、兵隊の衣糧、民をさわがせ財貨を費し、総計は決して少くない。これは力で禁止しようとする損失である。（又既仰巨商、須憑力禁、是以捕捉之旅、所在屯布、掩緝之衆、弥占川落、官員請俸、卒旅衣糧、擾民費財、総計不細、是力禁之損、四也）

(五) 巨商に依存すれば、権務を設置せねばならぬ。各州からやって来るのに数千里かかる場合もある。茶の運搬費用はおおむね国庫から支給し、船や水夫の費用、風波・盜竊の損害は毎歳合計してみると大変なものになる。これは遠方から集める損失である。（又既仰巨商、須置権務、諸郡津置、或数千里、所載綱運、率自省破、船材兵費、風波盜竊、毎歳之計、不為不甚、是遠萃之損、五也）

(六) 巨商に依存すると、必ず前もっていろいろな準備がある。茶というものは軽やかな弱いもので、扱いにくくそないやすい。乾燥した場所に貯え、きちんと包装するとよいのだが、官場では取扱う数量が多く、倉の中につき重ね、風にさらされ雨に打たれ、風味は失せてしまう。やと売り出される頃には、とっくにかびくさくなっている。これは堆積し

ておく損失である。(又既仰巨商、必先多備、茶体輕怯、難掌易損、架閣利燥、封角利密、而官數浩瀚、堆積敖虞、風枯雨湿、氣味失奪、俟售待給、已及陳損、是堆積之損、六也)

(七) いったい商品は單位分量が少ければ多くの買手がつき、買手がつけば捌けやすい。いま巨商に依存すると、数千貫單位のまとまった資金がないと官場に行くことができない。これは單位分量が多くて、買手たちをひきつけぬもので従つてさばけにくく、商品がとどこおる。これは單位分量の多い損失である。(又凡物分輕、則得衆、得衆則易竭、今仰巨商、本不及數十緡、則不能行、是分重而不得衆也、故難竭而成積滯、分重之損、七也)

(八) だいたひ商品が自分の得になるものならば心をこめ、心をこめれば品物は良く、品物が良ければ売れやすいものである。いま巨商に依存すると、自分の利益とならないことが大變多い。小生産者にはじまり、主人に送り、やつと官場に納入し、また商人に支給される。そこで小生産者はちよろまかし、主人は混り物を入れ、悪い小役人はかばつてごまかす。みな自分に關係ないということと商品を悪くしている。これは自分の利益にならぬと、このための損失である。(又凡貨利己則精心、精心則貨善、貨善則易售、今仰巨商、非己甚衆、始從小戸、次輸主人、方納官場、復支商旅、是以小戸偷竊、主人殺雜、姦吏容庇、皆以非己而致貨不善也、是非己之損、八也)

(九) 巨商に依存すると、つまるところ茶は二等になる。新しく良いものは商人に支給され、悪く古いものが留めおかれて南方で売られる。飲むにたえないため、皆が關買をする。だから一県で毎年、茶のことで刑罰を受ける者は、しばしば百の單位で數えるくらいになる。これはわずらわしい刑罰が加えられねばならぬという損失である。(又既仰巨商、遂為二等、新好者支算商旅、低陳者留売南中、食用不堪、遂皆私易、故一県大率每歲以茶被刑者、徃徃百數、是煩刑之損、九也)

(十) 巨商に依存すると、多くの茶は積みぐされ、そうなることと売ることができなくなる。そこで蚕茶④に転用され、戸單位人單位に強制割当てされる。ぜんぜん飲むこともできぬのに、値段だけはタダ払いをさせられる。それが諸州でたいへん多い。これはもとまでえぐりとうとする損失である。(又既仰巨商、茶多積壞、壞不堪売、遂轉蚕茶、俵給戸民、悉不

堪食、虚納所直、諸郡甚多、是剗本之損、十也）

(四) 巨商は場務で買った茶を悉く商販するが、南方では全部を官が売茶場で売る。官が売るものは飲用に堪えぬとなると、それを寺院や茶店に強制的に売付けることが多い。その中の大部分の茶は棄てられ、代価だけがタダ同然に徴収される。これは人民を削りとする損失である。（又巨商悉係通商、南方尽從官売、官売既不堪食、多配寺院茶坊、茶多弃損、錢実虚歛、是削民之損、十一也）

(五) 巨商に依存すると茶は結局は売りつくせない。そのため官からのいろいろな支給が茶で換算支払われることになる。最初は等価計算がされていても、貰った者が再び現金に換算したり売ったりする時にはいろいろな手数料がとられる。支給内容は実質が伴わず、おかみの方でもやはり得にならない。これは士大夫をいためつける損失である。（既仰巨商、貨終難尽、諸般折給、從是生焉、雖依元価、折錢變売、雜收什一、請実虚損、官亦虚損、是剗士之損、十二也）

その弊害の広範囲に亘ることは以上の通りである。除去しないわけにはいかない。（其為害広也如此、不可不去也）
仁宗中期以後その力を増す通商法論者は、茶商と園戸との直接取引を行わせ、それによって權務山場の冗費と弊害を除き、商人を動きやすくして商税額を増やすことができれば歳入は遙に多くなると主張した。また熱心な通商論者であった葉清臣は、通商法にすれば現在の三倍に当る百七十万貫の収益があると述べた上に、別に全国の成丁二千六百二十万人に、都市三十銭、鄉村二十銭の割で茶丁賦をかければ、五十万貫の増収があると意見書を具申している。^⑭ この茶丁賦は結局は行われなかったが、一州一県を単位に戸または口に定額の茶を割当てたり、茶税を強制徴収しようとする底流は南宋に至るまでみられ、宋代の身丁錢問題ともからんでいちおうの注意を払う必要がある。

仁宗の嘉祐四年（一〇五九）は宋代の茶法の方向をきめた重要な年であった。この年二月の詔勅で權茶法が廢止された。^⑮ 十三山場と沿江六權務は閉鎖され、臘茶を除く東南茶については、茶商は園戸と直接取引の上販売し、政府には専売權利金と商税を納入した。一方園戸は自主経営というたてまえで一定の租錢（嘉祐四年は全国で三十三万貫）^⑯ を納めることに

なる。この通商法は、徽宗時代、蔡京によって一時的に權茶法にきりかえられた期間を除き、南宋に至るまで、宋代後半二百年の東南茶法の基幹となった。

宋初以来、開封の權貨務を根城にして、時代の推移に即応しつつ政府に働きかけ、茶法利益の大きな部分を独占して来たのは、数少い、しかし巨大な資力を持つ茶商集団であった。だが十三山場六權務体制によるこうした独占を永續させるには、茶という商品の持つ性格から来る限界、江南・江北と作為的な専売行政によって齟齬される矛盾などのため、次第次第に行詰り、結局政府は、通商法を採用せざるを得なくなつた。それは別の角度からみれば、国初より百年の歳月をへて、茶における南・北の商圏の枠が公式に外されたと言えるかもしれない。嘉祐四年から十六年たつて四川で新しい權茶法が開始されるのも、東南に於ける茶法問題に一つの解決がなされたことと無関係ではないであらう。

① 張洎と劉式の伝はいずれも宋史卷二六七にある。

② 宋名臣奏議卷一〇八、財賦門茶法。「上太宗乞罷榷山行放法」。その一部は群書考索後集五七にも見える。(前略) 然而幹司邦計之臣、必曰、朝廷榷山、大獲厚利、儼從放免、徒利茶商、此蓋老生之常談、近世之弊法。

③ 前注の続き。(前略) 訪聞、湖南山色茶、每斤官中榷買、用本錢二百二十文、登運支費約破錢一百文、官中於地頭出売、計收錢九百六十文、除算出本錢并纏裹錢共三百二十文外、合取淨利錢六百四十文。(中略) 國家所榷茶貨、歲月漸深、即有減價出売者、遠年陳惡、不堪支用、即有逐時燒棄者、(中略) 即所賣茶貨、除魁折外、每斤餉錢、又恐不能及六百四十文。(中略) 榷山之時、商客買官茶一斤、計用錢九百六十文、改法之後、且約將錢四百文為茶本、四百文納官、都計八百文、若更將一百六十文剩納納官、方只得榷山之時買茶旧額。(下略) なおここで言われている一斤は同じ上奏のあとの部分で一大斤となっているように、普通の一斤に数倍する量であった。大斤の量は地方・時期に

より必ずしも一定せず、咸平三年(一〇〇〇)の湖南潭州の例では、九斤が三十五斤にされ、再び三十斤半(一説では十三斤半)と記録されている(長編四七、咸平三年四月己未条、宋史三二四、李允則伝)。

④ 会要食貨三十一ノ二、淳化四年二月四日。詔、廢沿江榷貨務八處、應茶商並許於出茶處市之、自江之南、悉免其算(商税のこと)、先是、秘書丞劉式上言、榷務茶陳惡、商賈少利、歲課不登、望展廢之、許商人輸錢京師、給券、就茶山、給以新茶、與官減漕之直、而商賈獲利矣、帝從之。

⑤ 会要食貨三十一ノ三、淳化四年七月十二日。詔曰、先是上言者、以茶法未便、商賈少利、因令停廢榷(務?)、許商人齎券詣茶山、官以新茶給之、(中略) 而商旅之間積習斯久、頗憚江波之險、各利風土之宜、將順群情、宜仍旧貫、其沿江榷貨八務、並令仍旧。

⑥ 長編卷六十一ノ三、景德二年五月壬子。(前略) 其輸運粟者、非京行商、率其土人、既得交引、特詣衡州府、鑿之、市得者募至京師、京師有坐賣、置鋪、隸名權貨務、懷交引者、湊之、若行商則鋪買為保任、

詣京師榷務給錢、又移文南州給茶、若非行商、則鋪賈自售之、転鬻与茶賈。同じような記事は会要食貨三六ノ八、景德三年七月二十日、長編一一八ノ七、景祐三年三月条にみえる。

⑦ 例えば、会要食貨三六ノ八、景德三年七月二十日条には、釐下坐賈、逐蕃取引、以射利、謂之取引鍊(鋪)。とあるが、より具体的な取引鋪戸の性格はわからない。

⑧ 会要食貨三十九、康定元年正月。三司請、權定商旅入見錢五分於榷貨務、市真州等處茶引、其半召保置籍、限半年輸官、違者倍罰、從之。

⑨ 会要食貨五五ノ二三、大中祥符二年正月。許許(?)販茶客於榷貨務投狀、具言、有若干取引在某場、欲往請、合納稅錢、上簿拘轄、令三五人運狀委保、又召公引鋪戸、充保、給公憑、付客。及び会要食貨五五ノ二三、大中祥符六年七月。詔、取引鋪戸榷貨務、給与印曆、逐名抄上客鈔紐算取引請錢、以三五名為一保、具物產抵当、每鋪戸、拋名、具申三司開封府。など。

⑩ 会要食貨三六ノ一一、大中祥符八年六月。上封者言、商客將辺入中糧草取引、赴京請錢、榷貨務須得取引鋪戸為保識、方許通下、其鋪戸邀離客旅、減尅錢物、与本務公人、請罷鋪戸為保、止令諸色人、自賃通下。

⑪ 会要食貨三六ノ八、景德二年七月二十日。(前略)(林)特等召茶商十數輩、竊以醜儀、講貨公私之利。同じようなことは陳恕の場合も行われている。宋史二六七、陳恕伝。恕將立茶法、召茶商數十人、俾各条利害。

⑫ 長編三三六ノ一三、熙寧五年閏七月。(前略)(王安石)兼丹之

家、如茶一行、自來有十餘戸。

⑬ 会要食貨八ノ三四、元符三年十二月三日。(前略)欲權淮南茶、昆罽之官、(中略)神宗本以抑察都城十數兼并之家、歲課至三十四萬緡。

⑭ 長編一一八ノ七、景祐三年三月。是月李詣等、請罷河北入中虛估、以實錢價獨粟、實錢售茶、皆如天聖元年之制、又以北商持券至京師、旧必得取引鋪為之保任、并得三司符驗、然後給錢、以是京師坐賈、率多邀求三司吏、稽留為姦、乃悉罷之、命商持券、徑趣榷貨務、驗實、立償之錢、(中略)事皆施行。

⑮ 肝江文集卷十六、富國策第十。

⑯ 宋代には人民に塩を支給して、その代価を納めさせる蚕塩という制度があった。ここで言う蚕茶は、塩の代りに茶を支給したものである。あろうが、他に史料がなく、詳細は不明である。

⑰ 長編一一八ノ六、景祐三年三月丙午。權判戸部勾院葉清臣請、(中略)景祐元年、天下戸千二十九万六千六百六十五、丁二千六百二十万五千四百四十一、三分其一為產茶州軍、内外郭郷又居五分之一、丁賦錢三十、村郷丁賦二十、不產茶州軍郭村郷如前、計之又第損一錢、歲計已及緡錢四十餘万。

⑱ 会要食貨三十九、嘉祐四年二月。

⑲ 皇朝編年綱目備要卷一六、嘉祐四年二月。(中略)乃詔罷之(榷茶法)、以三司歲課均賦茶戸、凡為緡錢六十八万有奇、使歲輸官、比輸茶時、其出幾倍、朝廷難之、為損其中、歲輸緡錢三十三万八千有奇、謂之租錢、与諸路本錢、悉備以待邊籩、罷十三山場六榷貨務、惟願茶如旧、除茶肆行天下矣。

徽宗崇寧三年（一一〇四）の暮れ近く、権力の座にあった蔡京は、商人と園戸が直接取引を行う通商法では、歳入八十万貫しかなく、公私いずれにも不満であるとして、東南七路に於て權茶法を復活した^①。それは茶を産出する州軍に買売茶場を設け、生産者に本錢を支給して作られた茶はすべて茶場に納入させ、開封權貨務に銅錢・金銀を支払った商人に渡されるというもので、北宋前期の制度とほぼ同じである。しかし、この時の權茶法は、国初の法は民のために、熙豐の法は國家のために、崇寧の法は姦漢のためにあったと評されるように、蔡京の個人的利害で施行された傾きが強く、殆んど実効を發揮せず、「法意を理解しない官吏が、ノルマを果すことのみに汲々とし商品の良悪を問題にせぬため」という理由で、足かけ二年のちの崇寧四年に通商法に戻された。しかし、北宋中期以後の通商法は、蔡京の改革をへたことによつて、制度的には非常に細密化されたものとなり、その細密な制度を運用するための嚴重な取締りなども加わつて、社会的にもいろいろな問題を惹起することになる。蔡京時代に制定された、取引法とも呼ぶべき新しい通商法の内容は、政和二^②年の政令をはじめとして、かなりこまかい点まで知ることができる。特に客商グループがどのような手続きで茶を扱い、園戸・官・店舗商人と關係を持つか、つまり生きて動く茶法の一面をこれによって浮きあがらせることが可能になる。本章では、そうした手続を追い、それから派生する二・三の問題について論及してみたい。新しい通商法の大綱は文献通考卷十八に要約されている。これを手懸りに逐次説明を加えてゆきたい。

(一) 商旅並即^二所在州^一或京師^二 (二) 請^二長短引^一 (三) 自買^二園戸茶^一 (四) 貯以^二籠篋^一 (五) 官為抽盤、循^二第叙、輪息訖、批^一引販売 (原注) (二) 長引許^二往他路、限^二一年、短引止^一於本路、限^二一季^一)

(一) 客商が主体である茶商は、第一に開封の權貨務の一部局都茶場（この名称は神宗時代にあらわれ以後定着する）で代価をおさめて取引の支給を受ける。これは宋初以来変らぬ手続である。^③茶商人には、崇寧四年の詔勅では現任官ならび

にその親戚、僧、道、伎術人、軍人、州県の胥吏と犯罪者はなれなかったが、通商法以後は現任官と胥吏のみが除外された。^⑥ むろんこれは原則で、現実には彼らが裏で商人と繋りを持つ方が普通であつたろう。開封で取引を受取るのは、当然ながら大規模な客商で、地方的な商人は最寄りの産茶州軍に赴いて別種の取引を貰い、それで茶を販売した。この取引の受取りには、商人が自分自身で赴くか、少くとも親人をやらなければならぬ規定であつた。^⑦

(二) 太府寺に於て厚紙で印刷される茶取引は販売証、通行証をはじめ、茶売買のあらゆる手続がこれによって進められる手形である。^⑧ この取引に長引と短引の区別が確立するのは神宗時代の四川の茶法からと考えられるが、崇寧以後の東南茶法でも、それが明確に制度化されて登場して来る。即ち政和二年の規定によれば、長引は一引百貫（陝西百二十貫）で、茶の実質量は約千五百斤、茶を購入した場所以外の路で販売し、期限は一年である。一方短引は、一引二十貫（陝西二十五貫）で茶の量は恐らく二百斤程度、茶を買った該当路で販売し、期限は三ヶ月と短い。^⑨ 産茶の県では、毎春茶ができる前に、その年の予想産出額と売価を州に報告し、州は溯つた三年間の価格と本年度の価格をあわせて中央に報告した。それが權貨務の都茶場に送られ、商人はこれによって買付・売捌を考慮したことであろう。産茶地における買付はこの頃には恐らく年間を通じて行われていたものと想定される。^⑩

(三) 取引を購入した商人は、直接園戸のところへ赴いて茶を買付ける。その際、新しく一定規格の茶の容れ物（籠節）を官から買って、それで運搬しなければならなくなった。^⑪ 多分竹製の籠節は産茶州軍の通判が責任者となつて手工業者に作らせ、大小二種（大きな方は百三十斤入り）あり、実費を除くと売渡しの利ざやが五十錢以下というから、防隰その他茶の保存にはさして有効なものではなかつたろう。客商は大抵は、産茶地に近い州県で暫く滞在したのであろうから、そこで籠節を受取るのも首肯されよう。^⑫ 取引と籠節を持った客商はいよいよ園戸のところに出掛ける。茶園戸は所屬州県に茶戸（特殊戸計の一つ）として登録され、税制面その他で一般民戸と区別されていたが、その実態は未だ十分に綜合的に解明されてはいない。上記王安石の言によれば小戸—主人という縦の關係が描かれているし、また茶園戸自身が取引を受けて茶

を販売する例^⑮などもあることから、一口に園戸といっても貧窮^⑯で抑圧された直接生産者という概念では片付けきれない。商人がこれら園戸に接触する形も多様であつたろうが、法制的には、茶園戸は取引に、売渡した茶の品質、分量、価格を書きいれて茶を渡し代価を受取るたてまえであつた。そのため園戸は政府に税金を納入しなければならず、これが茶租銭と呼ばれた。その零細な数値は南宋の地志に散見するがこまかなことは不明である。^⑰

(五) 商人は茶をいれた籠篋と取引をもって産茶地の州軍にある合同場（この名も神宗以後に出現する）と呼ばれる機関に戻り、ここで秤盤、封記、批発といった手続を受ける。即ち、園戸から購入した茶が、取引記載の質量と合致するか量るのが秤盤であり、合格した茶籠の数ヶ所に証明を貼付して封印する^⑱のが封記、合同場の帳簿に取引の諸事項を書き入れ、取引にチェックして送り出すのが批発である。かくて商人は茶を持って指定地域に赴き期限内に売捌く次第になる。なお経過地ならびに最終売捌場所（住売）地では商税を払わねばならず、その額は合同場批発の時にきめておかれ、のちに権貨務などで一括払いするのが通例であつた。全国の交通の要衝に、網の目のように張られた商税徴収場では、何とか成績をあげまた賄賂を貪ろうと、とかく商人のスムーズな通行を阻碍する傾きがあつたが、期限のきられている茶商に対しては、若し留滞等の不法があれば特に嚴重に処罰される規定が作られていた。^⑲茶を売りきつた商人は茶籠を官に帰して廃棄^⑳してもらい、取引も不正に利用されぬよう権貨務或は州県に返却（繳引）する。

政和の法規をもとにしてみた、北宋末から南宋の通商法の手続はザツと以上のようなものであつた。これによって行われた当時の茶法の中から、眼につく問題を一・二とりあげたい。その一つは当時の茶商、主として客商の実体である。これを茶引の性格とあわせて考えてみよう。

一引百貫（北宋末から南宋はじめのレートでいけば米三・三石、絹五十匹に相当）の長引を買う商人は、相対的に資力を持つ遠隔地客商と見做してよからう。彼らは時期をみて、船或は荷車を連ねて生産地に乗りこみ、大量に茶を買付け、それを国都や大都市に居をかまえる舗戸に卸売した。こうした大商人たちは、官と結んで規定以上に入る籠篋を作らせた

り、合同場の胥吏と結んで秤製の際に手心を加えて貰ったりすることも稀でなかったろう。一方短引は、常識的に、資力の少ない地方商人のために設けられていたと考えられる。彼らの中には買付から消費者への売渡しを、自分一人でやる小商人、零細な客商も含まれていたろう。長引商人と短引商人の相関関係を示すような史料は殆んどないが、茶の短引は大商人がまとめて買って買って産茶地方に赴き、そこで小客商に転売しても良いという規定からうかがうと、大商人の系列下に入り、或いはその資力に依存する場合も少なくなかったかと考えられる。ところで短引は、政和の条例では、一道二十貫にきめられていたが、これでも小商人には不便であったのか、翌年には資力少き商旅のために十貫の短引（茶額百五十斤）が作られた^②。茶の産出期に生産地に集まる商人は必ずしも大資本を持つ巨商に限らなかった。江西の江州や興国軍といった産茶地に何百と群をなしてやって来る客商が、若し凶作などで買付が思惑通りゆかぬと暴徒と化する例が、南宋にまま見られるが、こうした客商はまず小商であつたろう。

さらにまた一引五貫で六十斤の茶を三ヶ月の期限で売る食茶小引も存在した^③。これは一州を出ることができず、最も小範圍の商人のためのものであつたが、必ずしも恒常的に行われたわけではなかった。だが南宋時代には、大勢としては一引当りの単価は少くなる傾向がみられ、例えば紹熙元年（一一九〇）には、兩浙・江東の郷村で零細に草茶を販売する小商のために四貫の小引が作られている。またその代価納入に際しても金銀と会子の納入比率に拘泥せず、会子のみの納入を認める等の優遇措置もとられているのである^④。そのほか、国都を中心とした大都市の鋪戸が、客商から買取った大量の茶を加工し、それを本路または他路で卸す時にも長・短引が使われたように考えられる。即ち、大要「鋪戸が加工した末茶は、誰でも引を買って販売できる。長引は五十貫を納入して一千五百斤売るものと三十貫で九百斤を売るものである。さらに十貫の短引を支給し、三百斤を販売することを許可する」という政和三年の指揮がそれである。この場合は、中継点の鋪戸が重要な役割を果しているわけで、取引も、保存がきかず、かつ体積が減少した末茶を対象としているだけに一引単位の斤数が倍増されていることが注意される。北宋末期、開封で行われた水磨茶法の流れが、ここに継承されている

ようであるが、南宋になると、このような取引法は姿を消してしまふ。取引を持って販売地に赴く客商が現地でのように卸・小売商⇨鋪戸と接触したかについては断片的な史料から、その多様性が推測されるにとどまる。例えば、「各地方の姦猾の輩は、客販の塩や茶をかけ買ひし、約束通り支払をしない。客商がおかみに訴え、追求されると、売先の人名と金額を書いた良い加減な帳簿を残して一家逐電してしまふ」というのは客商が在地の売捌に際して一杯くわされる方であり、「客商が茶を浮浪、卑幼に期限をきって、不当な価格で除売りした場合には、有利償負の法を適用する」というのは、客商が零細な小売人に対して優位にたっている場合である。また、客商が売捌地で牙人(仲買)を通じることが普通であったようだが、この牙人がしばしば客商をいためつける。その最もひどい例は、景定建康志に記されている。こうした牙人は、身元のきちんとした第三等戸が充てられるたてまえではあったが、実際にそうした法規が遵守されたかどうかは疑わしい。蔡京時代以後の茶法は、「科条は織悉、紛更にして、記するにたえず」と言われるほど制度的にはこまかい完備したものとなったが、通商法が円滑に運用され、財政収入上も所期の目的を果したかという点、答は否定的である。多くの場合、法令がこまくなればなるほどまた形式的に完備すればするほど、現実はそのと乖離するものであるが、宋の茶法の場合も同様である。北宋末から南宋にかけて、上記通商法の裏では、茶引の強制的割付、私販の横行、ひいては茶寇と呼ばれる反権力集団が出現し、政府を苦しめる一方、社会的にも少からぬ影響を与えた。

北宋にもある程度は存在したであろうが南宋になって特に多くみられる現象に、茶引の強制割当がある。最初は自然慣行的であった各路に於ける茶引の発売額が、次第に祖額として固定化し、その額に基づいて官員胥吏の勤務評定がなされるようになることは上述した。とりわけ南宋に入ると、該当州県を単位として、そこを通過する(商税と関係がある)批発茶と、そこで売る任売茶の割当がほぼきまってしまったようで、その多い少いによって、官員の賞罰がこまかに規定されている^⑤。その具体的弊害は、紹興二十八年(一一五八)湖北の復州知州の上言によって明らかである。彼は大約次のように言う。「荆湖北路では毎年の発売茶引額が一定にされている。もし各州が例年の割当数通り売るとすれば、人口が

増加し、茶の消費の多い場所では年間割当額では足らず、小商人が密売をして利益を得る。一方、人口が減少した場所で、茶引数がかなり多ければ、保正に強制割当され、極端な場合、貧富を問わず丁口数でもって均等に割付がなされる。」ここで述べられている状況は、ほぼ同じ頃、同じ湖北荊門軍の知州洪適によっても、よりこまかな数字をあげて書き残されている。すなわち、「主戸三千、うち都市居住者五百戸という荊門軍二県では、毎年四百六十引の割当があり商人はその代価一万七百貫（一引約二三貫）を納める。ところが商人は、元価百貫にも満たぬ附近で産出する下等籩茶を五百三十文で売り付ける。実際に売る段階になると、県が商人側に立ち、各郷宛に売捌引額をきめ、郷では耆保・大小保長が各戸の丁口数に応じて強制的に割付ける。その額は一丁なら三斤（一貫五百九十文）で多い家では十三斤（六貫八百九十文）も買わされる。その手続の間隙に胥吏が入りこみ商人と結託して数々の悪事を働く」といったあらましのものである。このような茶引額の固定化にもとづく一般人民への茶の強制割付は南宋では決して珍らしいことではなかったようで、時としては茶を産しない、本来茶引割当のなかった県にまでそれが行われた例も知られる。前章で、北宋中期に葉清臣が丁口割りの茶税を献言し、また王安石の議課の中でも茶の無償割付に言及している史料をあげたが、南宋時代には、地方によって一般人民が消費税として強制的に茶税を支払わされている例がかなり出て来ているのであり、通商法といっても、多くの場合は制度に寄食した大商人・胥吏・豪民が利益を中間搾取し、実際には人民に皺寄せがいったとみることができ。北宋末から南宋一代に亘って、茶法と関係する大きな問題としては茶の密輸集団がしばしば反乱を起したことを挙げねばならぬ。徽宗宣和二年（一一二〇）の浙江睦州における方臘の乱を皮切りに、南宋時代の史料にあらわれる茶賊・茶寇の記事は決して少くない。とりわけ中国革命の故地を含む、江西・湖北・湖南の境界地方は彼らの巢窟として、政府はその対策に苦慮している。こうした茶寇については、当時の社会構造と関連させてより詳しく調べねばなるまいが今の私にはその用意がなく、ただその事実を指摘するにとどめる。

南宋権貨務歳額 (会要食貨55ノ27)

	紹興 24	%	紹興 32	%
	貫 錢		貫 錢	
塩	15665615.430	76	17969011.609	83
茶	2694004.577	13	2121477.758	10
香 麩	1099108.685	5	1195854.246	5.5
雜 納	1208762.514	6	279449.058	1.5
	20667491.206	100	21565792.671	100

おわりに

はじめにもことわつたように、本稿では、宋代の茶法の変遷と関係を持つ商人の動きを探りつつ、時代を追って、これまであまり触れられなかった点を明らかにしたつもりである。宋の茶法の全体像を体系的に叙述するためには、なお多くの個別問題を解明せねばならぬが、むすびにかえて、私の現在持っている見通しのようなものを述べておきたい。

「国家の養兵の費はすべて茶塩の利による」と言われるように、茶の専売益金が国庫にとって重要な意味を持っていたことは否定できない。しかし、「茶と塩は問題が一つである」と言われても、現在からみると、その重要性はやはり相当のひらきがあるように見受けられる。北宋時代の茶の歳課は、その数値自体に検討すべき点が少くないが、大ざっぱに太宗末から真宗初めで三百万貫、やや時代が下ると百九万貫、仁宗時代の茶法の弊害が著しかった時に九十万貫と言われている。この数字そのものは、各時期に於ける歳入全体の中でそれほど大きな比重を占めていたとは思われぬ。一方同じ現金収益の中でも商税は、太宗末に四百万貫、仁宗中期以後で千九百万、神宗はじめで八百五十万の多数にのぼっている。この傾向は南宋に入っても変らない。南宋では、国都杭州臨安府に権貨務都茶場が置かれたほか、鎮江府と江寧府（建康）にも権貨務が設けられて、交引の受渡しほか専売業務を取扱った。その歳入額は、乾道六年（一一七〇）、臨安八百万貫、建康千二百万、鎮江四百万、計二千四百万と決められた。ところで紹興末年には、上表のような権貨務歳入の統計が残っている。これで見ると、茶の収益は、全体の十パーセントにしかすぎない。むろん全体の額が大きいから十パーセントといっても少ないものではなく、各総領所が軍費捻出のためにしきりに茶引の交付を乞うていることから、茶専売の重要性は否定でき

ない。しかし、国庫収益の総額から考えると、茶の専売による利益そのものは、塩と比較してはるかに少額であった。宋代、新しい統一王朝の主要な貨幣収入としては、やはり、塩と商税を中心問題にすべきであろう。また、元・明と時代が下っても、茶が宋以上に専売政策上重要な地位を占めたとは必ずしも思われぬ。茶の専売は、むしろ直接国庫への現金収益以外の面で果たした役割の方を重視すべきではないのだろうか。北宋初期の銅錢絶対量の不足、軍糧補給の必要期の政策として、また中期以降の四川の茶馬貿易がそれであり、特に後者は明代の茶馬貿易とも併せて考える必要がある。また、北宋前半初期に茶法が変転をくりかえすのも、五代宋初という時代の転換期ということと無関係ではない。こうした点は、南宋末・元から明への茶法の変遷を跡づけることで、より明確になるのではないかと思われる。

- ① 会要食貨三十三ノ三一、崇寧元年十二月八日。尚書右僕射蔡京等言 (中略) 嘉祐初、遂罷禁榷、行便商之法、客人闔戸私相貿易、公私不給、利源寢銷、歲入不過八十餘萬 (中略) 今欲將荆湖・江淮・兩浙・福建七路州軍、所產茶、依旧禁榷、選官置司、提舉措置、並於產茶州縣、隨處置場、官為收買、(中略) 所有復行禁榷條法、檢會大中祥符所行旧法・并廢曆後來私販害公之弊、取今日可行者、酌中修立、接統為法、頒降施行、從之。
- ② 会要食貨三十三ノ三六、崇寧四年六月九日。中書省言、榷茶本以便闔戸、通商賈、而奉行官吏、全失法意、務增課額、抑勒科配、致不辦糶、惡、乞立條約、從之、とある直後の会要同葉、崇寧四年六月二十四日には、三省言、已罷官場売茶、許商賈与闔戸交易、經營納息、以便客販、と記されている。
- ③ 例えはこの時期の私茶塩の取締官の罰則や、官員が密売買を檢挙した時のこまかな賞格は、会要食貨三十三ノ七、政和五年五月二十五日の条にみえる。
- ④ 会要食貨三十三ノ三九―四四、政和二年八月二十六日条。以下これを
- 政和条例と呼んでおく。
- ⑤ 政和条例。一、客人許於茶務買引、指定某州縣買、住所指處、任便貨売(?)。
- ⑥ 会要食貨三十三ノ六、政和三年十二月六日。中書省言、檢會崇寧四年八月十七日朝旨、应在任官・親戚・及非在任官・僧道・伎術人・軍人・本州縣公人、及犯罪應贖人、不得請引販茶、(中略) 勘會、見行茶法、係令客人等、赴都茶務買引、与闔戸任便交易、販茶、限定大小斤重、官置籠籠、即与以前事体不同、詔崇寧四年指揮内、見任官・公人、合依旧不許買引與販外、餘更不施行。
- ⑦ 政和条例。一、客人請引、須正身若親人正身赴場、不得假借他客、借人或倩之者、各杖一百。
- ⑧ 政和条例。一、長短引、令太府寺、以厚紙、立式印造、書押、当職官置合同簿注籍訖、每三百道、并籍送都茶場務。
- ⑨ 政和条例。一、客販茶、並於茶務、請長短二引、各指定所詣州縣任売、長引許往他路、短引止於本路與販。一、客請長引、每引納錢一百貫、若詣陝西路者、加二十貫文、許販茶一百二十貫、短引二十貫、許

二十五頁、一、客請引販茶、許自陳乞限、長引不得過一年、短引一季。その他、会要食貨三二ノ一三、宣和三年十月五日条では、承御筆、每長引一百貫、許販茶一千五百斤、短引每一十貫、許販茶一百斤とある。

⑩ 政和条例。一、州県、春月、園戸茶出時、集人戸、以通年所出、具実数完備、県申州、州驗実、以前三年実直与今来備、具実封、申戸部、下茶務、照会。

⑪ 北宋前期の十三山場に於いては期間に制限が設けられたこともあった。会要食貨三二ノ八、天聖三年十二月十三日。(前略)勘会、山場所買茶、自三月開場、至七月終住場、客人多是開場後、方於在京、入便錢物、博買取引、或有阻滯、不趁元限月分到場。

⑫ 政和条例。一、今後、盛茶籠節、仰所屬州軍、專委通判、闕者委以次官、樸定、茶籠節、長濶尺寸、并籠葉斤重、分為二等、一百三十斤為限製造、用火印標記題号、降付市易稅務取掌(下略)。一、応出茶地分、委通判、依樣、選人匠、製造籠節出売、每隻除工費外、不得過五十文、以所充息錢、充工料之費。

⑬ 会要食貨三二ノ二四、紹興元年五月十七日。孟庚言、茶客買到文引、在法、令先於合同場勘驗、請買籠節、就往山場園戸処、買茶、裝盛入城、赴合同場、秤製・封印・批発。

⑭ 政和条例。一、諸路茶園戸、官不置場收買、許任便与客人買売、仰赴所屬州県、投状、充茶戸、官為籍記、非投状充戸人、不得与客人買売。

⑮ 会要食貨三二ノ二八、紹興三年二月二十五日。詔、茶園戸自請引販茶、如引不随茶、並依客人與販引不随茶条法、断罪施行。

⑯ 勿論、宋代の識者(例えば呂陶や劉塾)が折にふれて指摘するように、茶園戸は零細な戸が多く、また一時的に大量の労働力を必要とする關係上、雇傭労働者が使用される場合が普通であった。早い時期にこうした点にふれたものとしては、会要食貨三二ノ三、景德三年七月

三十日条が参考になる。

⑰ 政和条例。一、客人於園戸処買到茶、並令園戸、於引内、批發的実色号・斤重・備錢(下略)。別に会要食貨三二ノ一七、宣和七年正月三十日条を参照。

⑱ 茶租錢の零細な史料としては、会要食貨茶法の部分に散見するもののほか、会要食貨七ノ一五、嘉祐五年七月六日、同六五ノ二四、元豐五年三月四日などがあげられる。また新安志卷二。茶課には、茶租錢者、起於嘉祐中、宣州以此錢千八百七十四貫文、均在本州、今民戸自稅錢二貫省以上者、每貫敷錢五十。とある。

⑲ 会要食貨三二ノ一七、宣和七年四月一日。中書省尚書省言、都茶場状、勘会、客茶籠節、昨承宣和元年三月十五日朝旨、於籠節圖蓋底、用紙、題写合同場年月日・客人姓名去処、某色斤重字号料数、詔依宣和元年三月十五日指揮、施行。

⑳ 注⑬参照。なお批発は時によって県で行うこともあった。会要食貨三二ノ八、政和六年二月二十五日、同三二ノ一五、宣和六年五月十一日条など。

㉑ 同じ商稅といっても茶の商稅が別枠で扱われたことは、長編四七四ノ一、元祐七年六月乙卯にみえる。全国的な茶の商稅額は北宋中期と考えられる統計が、会要食貨二九ノ一五にあり、銅錢四十五万八千貫、鉄錢六万五千貫と言われる。

㉒ 例えば稅務で実際に茶商をチェックする胥吏に関する規定としては、会要食貨三二ノ七、政和四年十月七日条がある。また次のような史料から考えると長引は州の稅務、短引は県の稅務でチェックされていたことが判る。会要食貨三二ノ二四、紹興元年四月九日。任点言、勘会、客販茶經過去処、依法、長引経州、短引経県、驗察、別無私販許放行、不得過一日。

㉓ 会要食貨三二ノ二六、紹興元年十二月十九日。提举江南東路茶塩公

事陳鑄言、契勘、客人般販茶塩、往所在州界住充、依法充訖、塩袋限五日、籠篋限十日、繳納入官、州城委自都監、界鎮委自尉司、置簿拘收、稅務逐時、拋客人住充茶塩當日、具各拘收籠篋數目、関送。(中略) 監視撓毀。

㉔ 会要食貨三二ノ二三、紹興元年二月十七日。又任点言、客販茶、依法、至住充宛、經所在州界、驗引訖、官為批發、方許出充、其引隨宛繳納毀抹、近來充尽者、多是不將文引、赴官繳納、官司苟簡、更不拘取、致影滯私茶、為害不細。

㉕ 会要食貨三二ノ一八、宣和七年八月十日。(前略) 訪聞、豪猾商賈、計会合同場、大裝斤重、或自將籠篋、增添高大、所帶剩茶過多。そのほか会要食貨三二ノ一三、宣和三年十月五日。(前略) 本司今訪聞、尚有不顧刑法之人、予將錢物、計会官中、造籠作頭、寬大織造、販買前去、剩帶斤重、其籠篋、雖有委官監造、及差官隔手製撲之法、所委官多是並不親臨、若津置茶籠、到合同場、亦是用財、計会專秤、於乘發茶攤併之際、並不依法逐籠秤製、只是揀点斤重輕小之籠、影庇其餘之數、遂逐便放行。

㉖ 会要食貨三二ノ二、政和三年正月十八日。尚書省勘会、除販茶短引、已降指揮、許大商帶買、前去販茶路分、販充与本路小客、仍別給公憑、詔長引、如大商願帶買、販充者、亦許依短引法施行、其所給公憑、仍限半年繳納。

㉗ 会要食貨三二ノ四、政和三年七月二十日。尚書省言、勘会、販茶短引、每道備錢二十貫、竊慮、尚有本小商旅、不能與販之人、詔令天府寺、更印給一等十貫短引、許販茶一百五十斤、餘依前後已降指揮。

㉘ 会要兵五ノ二九、乾道七年十一月二十一日。權免遣隆興府輟茂良言、江州與圍軍接連淮甸江東湖北、每歲常有茶客、百十為群前來、今歲大旱、茶芽不發、皆積庄在園戶等處人家住泊、竊慮此曹乘時荒歉、聚集作過、或いは建炎以來繫年要錄一八一、紹興二十九年四月辛亥。(前

略) 洪遵言、瑞昌與圍之間、茶商失業、聚為盜賊。など。

㉙ 会要食貨三二ノ二三、建炎四年七月二十六日。(前略)、今檢准政和七年九月十五日朝旨節文、產茶州界人民食茶、許納錢、買小引販客、自算節日、限一季。同三二ノ二三、紹興元年二月十七日。(前略) 建炎三年九月内、承朝旨、別印造一等食茶小引、每引五貫文、許販茶六十斤、不得出本州界貨充。これは文獻通考卷十八によると、建炎三年に一旦やめられたが淳熙二年に復置されたとある。

㉚ 会要食貨三二ノ二九、紹興元年五月十六日。權貨務都茶場言、湖南北、江西路、皆係巨商與販、尚且給降小引、其兩浙、江東等路、多是草茶客人、販往鄉村、零細貨充、乞添印造四貫例長短小引、相兼聽客從便請買、既而戶部言、近添印造兩浙江東州軍四貫例長短小引給充、務在招引小客、今若依大引見使金銀会子分數、品搭算請、恐小客難以變販與販、因而積庄、欲將今來給充小引、除見使金銀会子分數入納外、如願全使一色会子算請者、聽、庶幾客販亦得運快、從之。

㉛ 会要食貨三二ノ五、政和三年八月十七日。尚書省言、勘会、鋪戶變磨到末茶、昨降指揮、許諸色人買引與販、長引納錢五十貫文、販茶一千五百斤、三十貫文販茶九百斤、短引納錢二十貫文、販茶六百斤、緣近降指揮、販草茶、更印給一等十貫文短引、其末茶未有十貫短引與販指揮、詔販末茶、更印給十貫文短引、許與販三百斤、約束等並依前後已降指揮。

㉜ 会要食貨三二ノ三一、紹興四年八月十六日。(前略) 緣末茶滋味苦澀、性不堅實、不堪經久。

㉝ 会要食貨三二ノ一〇、宣和三年二月二十三日。詔、訪聞、諸路州界姦猾之人、除買客人茶塩、並不依約歸還、致客人種官理索、施置草簿、虛写人戶姓名、欠錢數目、在鋪、全家走閃、官吏啓倖、憑拋虛写文簿、勾追監理、搔擾良民、失陷客人錢本、有害茶塩大法。

㉞ 会要食貨三二ノ三七、政和元年三月二十四日。臣僚上言、乞庇將茶

貨、尚立例約期、依限羅売与卓幼及浮浪之人、並依有利債負条施行、法案檢条、看詳、臣僚上言、客人將茶貨、倍立高価除売、違約期限、已有治平通商茶法、約定三限、并元符令、高拾元価、不得受理外、有除買(売)茶貨、与浮浪及卓幼、今修立下条、請客人、將茶販売、与浮浪及卓幼者、依有利債負法、右合入通商茶法、從之。なお有利債負の法というのは不詳。但し有利債負という言葉は、清明集争業の重要交易合監契内錢掃還にみえる。

③ 景定建康志卷二十六、据領江淮茶塩所の条。(前略)六日約束牙僧、照得、茶船到岸、例牙人保稅、牙僧無狀、兜取磨倒、以客人之財本、為私家之營運、將新庄旧、那後捺前、動涉歲時、不還客本、又有擅下客人納買之錢、婦已侵用、却待売出客貨、逐旋補納、公私兩受其害。

④ 会要食貨三ノ二九、紹興三年八月七日。榷貨務都茶場言、客人販販茶塩、到往売処、欲用牙人貨売者、合依已立定係籍等(第三等)戶、充牙人交易、如願不用牙人、自与鋪戸和議出売、或情願委託熟分之人、作牙人、引領出売者、即合依政和四年十二月二十四日朝旨、聽從客便、從之。

⑤ 宋史一八四、食貨志。(前略)大抵茶塩之法、主於蔡京、務巧措利、(中略)其科条縷悉紛更、不可勝記。

⑥ 会要食貨三ノ三、紹興十二年四月二十八日条、同三ノ一八、紹興十三年三月二十三日条。

⑦ 会要食貨三ノ一〇一、紹興二十八年七月十二日。知復州何渠言、臣切見、荆湖北路所売茶引、歲有常額、若遂(遂)州只依通年之數、分認發売、其間却有人煙戶口繁庶去処、食茶甚衆、年額不多、是致小商私行販売、以規其利、兼有人煙戶口、未及前時、而引數頗多、科及保正、甚者、不問貧富、以丁口、一例科抑。

⑧ 建炎以來繫年要錄一七九、紹興二十八年四月戊申。左奉議郎洪适知荆門軍、適至官、首奏便民四事、大底以均敷茶額、所出甚於常賦、

茶商執官民之柄、而託吏為姦、民力重困。この具体的内容が次の上奏文である。

⑨ 盤洲文集卷四十九、「荆門軍奏便民五事狀」。(前略)一、臣所謂、茶商執官民之柄、而託吏為姦者、蓋江浙侘路、俱有茶額、而食焉者衆、商人隨時売価、四民不以為病、惟創興之地、戶口耗減、而凋傷困乏、蓋不能頓頌食茶、如荆門軍、又緣異時官吏、不以疲民為念、所因溢額受賞、歲增加至數多、(中略)本軍昨來、遂以人戶為率、計口均敷、如家有一丁、則歲受茶三斤、內丁多及老小者、以次增減、至有一家買十三斤者、行之將及十年、豪商与猾吏、通謀為姦、其弊不一、今荆門兩界之民、其客商往來不常外、主戶總及三千、坊部不滿五百家、通年趁茶四百六十引、客人就官入納、每茶一斤、為錢一百八十一文足、就旁近土產処、買下等鹽茶、雜以木葉、每斤不直百文、却逐年定価、令民戶每斤還五百三十文足、會計本軍歲額、官得客人入納錢二万七千七百貫有奇、而民間償客、乃費三万一千七百貫、凡客人賣引到界、指定所欲売茶鄉分、乞留元引、只以界帖下鄉、稱某客販到若干引、令耆保、差大小保長、門到戶至、應主客戶、並計口均敷(下略)。

⑩ 例えは漫堂文集卷二十一、「宜興界尉司免茶引記」では、湖州宜興界における茶引の強制批発が物語られている。また北宋末のものとしては、楊龜山文集卷四、「論時事劄子」に、褒刻之更、以配買引數多為功、苟冒恩賞、今以歲課最高為額、上戸有數及十數引者、一引陪費、無慮十數千(十數貫)、則人不免供矣、とみえる。

⑪ 会要食貨三ノ一〇三、嘉泰四年六月三十日。知隆興府韓遜奏、戸部茶引、歲有常額、發下散売、隆興惟分發、武寧二界產茶、他界並無茶引、而蒙民武斷者、乃請引管認茶租、曾不知此舉意在借引、引以窮索一鄉、無茶者、使認茶、非食利者、使認食利、所至驚動、必欲庄其所欲、村曉受害無窮、乞下省部、除分寧武寧外、其非產茶界、並不許人戶擅自認租、他路亦比類施行、從之。

⑭ 佐伯富「宋代の茶商軍について」、『東洋史研究』四ノ二、一九三八、『中國史研究第一』所収の第一章。

⑮ てっとり早くは、応菴雜著卷一「茶寇利害劄子」などを参照。

⑯ 会要食貨三二ノ二七、紹興三年正月十五日。（前略）國家養兵之費、全藉茶塩之利。

⑰ 会要食貨三一ノ八、紹興十三年七月十八日。提舉湖北茶塩司言。

（中略）緑茶塩事屬一体。

⑱ 実際の収入高（実估）と額面上の収入（虚估）の問題、ある数値が淨利分だけなのか、淨利と実費を加えた総額であるのか、等々を綿密に検討して、正確な統計数値を出しておく必要はあろう。

⑲ 宋史一八三、食貨志茶上。

⑳ 夢溪筆談卷十二。國朝茶利、除官本及雜費外、淨入錢、禁權時、取一年最中數、計一百九万四千九十三貫八百八十五。

㉑ 会要食貨三十一、熙寧四年二月十三日。（前略）吳充曰、仁宗朝茶法極弊時、歲猶得九十餘万貫、亦不為少。

㉒ 梅原郁「宋代商稅制度補說」、『東洋史研究』十八ノ四、一九六〇。

㉓ 会要食貨五五ノ二八、（前略）至乾道六年三月二日。詔、將三場務取到茶塩香礬錢、各立定歲額錢數、行在八百萬貫、建康一千二百萬貫、鎮江四百萬貫、如及額。官吏方得依例推貫。

（京都大学人文科学研究所助教授

【おわび】 第五四卷第五号、先日御送付申しあげましたが、そのなかにまま二頁分にわたる落丁のあるものを発見いたしました。読者諸賢に多大の御迷惑をおかけしたことを御詫びいたします。なおもしそのような書冊をおもちの方には直ちにお取り替えいたしますので、御手数ながら当会あて御返送いただきましたく存じます。

A Study of Sung 宋 Tea Policies

By K. Umehara

Cash revenue from the monopolies, especially salt and tea, which had greatly developed from the mid-T'ang, 中唐 together with commercial taxes, became the most important sources of revenue for Chinese dynasties from the Sung onwards. Nevertheless, though referred to as monopolies, the policies for salt and those for tea differed considerably. In this article, I have taken up a number of questions concerning the Sung tea monopoly.

To begin with, while explaining the various kinds of tea, I have discussed in the first section the important role played by the *Shih-san shan-ch'ang* 十三山場 in Huai-nan 淮南 and the six *chueh-huo-wu* 權貨務 along the Yangtze to the mid-northern Sung 北宋. I have especially considered the need for this system. In the second section, I have considered from various aspects the nature of the tea merchants in the northern Sung. In the third and final section, focusing on the late northern Sung and the tea regulations *ch'a-fa t'iao-chih* 茶法條制 from the reign of *Hui-tsung* 徽宗, I have discussed in some detail how tea made its way from the producers to the consumers.

From the study of these questions, we can see that, although revenue from the tea monopoly in the Sung did not come close to the amount collected on salt, the tea monopoly in each period was linked to certain social and political problems and in each period had a special character and importance not to be seen in other periods.

Local Measures 地域榷 and Local Authorities

By S. Murata

Prof. K. Hogetsu has already studied in detail on the various changes of the medieval measures in response to the rise and fall of the manorial system. I think, however, there remains a problem of the influence of the land system on the change of measure in the age of civil wars.

In case of Ohmi 近江, we find the local measures appeared in many districts instead of the measures used by the lords of manor since the middle of the fifteenth century and in the beginning of the sixteenth